

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.022/02/2020  
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore  
Website: <http://www.jcci.org.sg>





### <お知らせ>

2月28日(金)をもちましてシティ分院は閉院いたします。これまでの皆様のご支援に感謝申し上げます。診療業務は本院が引き継がせて頂き、また、本院は3月より土曜日の診療時間を延長いたします。分院をご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 海外生活をサポートする総合医療センター

# ジャパン グリーン クリニック



## ジャパングリーンクリニック

### 診療科目

外来診察 (小児科・内科・外科・整形外科・婦人科\*・眼科\*・他), 予防接種\*, 乳幼児健診\*, 医療検査\*, 健康診断\*, 理学療法\* (疼痛治療・リハビリ等), 各種医療相談 (アレルギー・他)

\*印は予約制です。眼科は英語診察 (日本語通訳同席) となります。歯科はJGHデンタルクリニック (当院内) Tel:6235-7747

受付時間 月～金曜日 09:00～12:00 14:00～17:30  
土曜日 09:00～12:00 (日祝休)

(3月7日(土)より) 土曜日 09:00～12:00 14:00～17:30  
\*詳しくはウェブサイトをご覧ください

所在地 290 Orchard Road #10-01 Paragon  
電話 6734-8871



## ジャパングリーンクリニック シティ分院

### 診療科目

外来診察 (一般内科), 予防接種, 健康診断, 理学療法  
\*全診療予約制

シティ分院の診療業務は3月より (眼科は2月より) 本院が引き継がせて頂きます。

受付時間 月～金曜日 09:00～12:30 14:30～17:30  
(土日祝休)

所在地 1 Raffles Place #19-02 Tower 1  
電話 6734-8871



詳しくはウェブサイトをご覧ください。



2020  
FEB

# 月報

## CONTENTS

### <特集>

- アジア大洋州におけるFTAの進展と2020年の展望 p2  
TAKUSHOKU UNIVERSITY  
椎野 幸平
- 世界が注目！アフリカのスタートアップ、アジアとの相互連携進む p6  
JETRO NAIROBI  
久保 唯香
- ASEANでのビジネスと知的財産の保護について p9  
JETRO SINGAPORE  
新留 豊
- シンガポールでの学校選択と早稲田渋谷シンガポール校の教育 p17  
WASEDA SHIBUYA SENIOR HIGH SCHOOL in SINGAPORE  
岩志 和一郎
- ASEANの海外子会社におけるコンプライアンス p23  
TOKIO MARINE & NICHIDO RISK CONSULTING CO.,LTD.  
青島 健二

### 金融・保険部会主催 2019年度「カンボジア視察団」

- 事務局長レポート p27  
シンガポール日本商工会議所  
清水 僚介

### <活動報告・お知らせ>

- 1月 JCCI イベント写真 p31
- 理事会議事録（2019年12月）/入会承認会員一覧/事務局便り p32
- 部会再編のお知らせ p34
- 編集後記 p35

月報題字：麗扇会 青木 麗峰  
表紙写真：TOKIO MARINE INSURANCE SINGAPORE LTD. 山本 りえこ  
写真タイトル：second impression

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE  
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117  
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

## アジア大洋州におけるFTAの進展と 2020年の展望

TAKUSHOKU UNIVERSITY  
Associate Professor, Faculty of International Studies,  
椎野 幸平



在シンガポール日系企業が主な事業領域としているアジア大洋州では、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)、ASEANと周辺国(日本、中国、韓国、オーストラリア・ニュージーランド、インド)がそれぞれ締結したいわゆるASEAN+1のFTAなど数多くのFTAが発効しており、同地域の日系企業にも幅広く活用されている。

本稿では、2019年にアジア大洋州で新たに発効したFTAを概観した上で、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など2020年の注目点を鳥瞰的に展望する。

### 1. アジア大洋州で2019年に新たに発効したFTAは？

#### (1) ASEAN・香港では香港での在庫分割活用が注目

アジア大洋州<sup>1</sup>では、2019年にどのようなFTAが発効したのであろうか。2019年には6月にASEAN・香港FTAが発効、8月にはインドネシア・チリFTA、11月にはEU・シンガポールFTAがようやく発効した。また、新規発効ではないものの、ASEAN・中国FTAで原産地規則の改訂が行われ、日系企業にとっては同FTAを活用しやすくなる制度変更が行われている。

ASEAN・香港FTAは2017年11月に署名され、2019年6月に発効したが、全ての国が批准手続きを終えていないため、発効しているのは香港、シンガポール、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、マレーシアの7カ国である<sup>2</sup>。関税面では、香港とシンガポールは協定発効と同時に全ての関税を撤廃するが、香港はそもそも無税、シンガポールは一部ア

ルコール類にしか課税していないため、効果は限定的だ。タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイは約95%の品目について、インドネシア、ベトナムは同85%について、最大14年以内に関税撤廃・削減、カンボジア、ラオス、ミャンマーは85%の品目について20年以内に関税撤廃・削減を行うため、香港原産品のこれら諸国への輸出では一定の活用が見込まれる<sup>3</sup>。

日系企業にとって最大の関心は、香港での在庫分割であろう。物流・商流拠点である香港では、第三国で製造された産品を在庫し、顧客の発注に応じて在庫を分割して再輸出する貿易形態が広く行われている。これまで香港がアジア諸国とのFTAに加盟していなかったため、香港で在庫分割を行うと、FTAが活用できなくなる課題があった<sup>4</sup>。ASEAN・香港FTAでは、同FTA原産の産品を香港で在庫分割を行った場合、香港が原産国発給の原産地証明書に基づいて移動証明書(Movement Certificate)<sup>5</sup>を発給することで、輸出先のASEAN諸国で同FTAが適用されることとなる。特に、ASEANの中でもベトナムについては、距離的に近いこともあり、香港経由で貿易が行われることも多い。例えば、これまでベトナム原産の製品を香港で在庫分割し、他のASEAN諸国へATIGAを用いて輸出しようとした場合、ATIGAが適用され得なかったものの、ASEAN・香港FTAは適用され得ることとなる。

一方、香港での在庫分割は中国市場向けに行うことが多い。しかし、中国はASEAN・香港FTAに加盟していないため、中国とASEAN間の貿易において香港で在庫分割を行っても、ASEAN・香港FTAは適用されない点は課題として残されている。

FTA	発効年月
ASEAN・香港	2019年6月
インドネシア・チリ	2019年8月
EU・シンガポール	2019年11月

図表1：2019年にアジア大洋州で発効したFTA  
〔資料〕 ジェトロ（2019）、各国政府から作成

## (2) EU・シンガポールFTAは物品貿易で 一定のインパクトが期待

EU・シンガポールFTAは、2014年に交渉は妥結していたが、EU側で投資章に対するEUの排他的権限の有無に関する判断に時間がかかり、2018年10月ようやく署名に至り、2019年11月に自由貿易協定が発効した。自由貿易協定とは別個に署名された投資保護協定については、EU各国で承認手続きが必要となるため、発効までにはなお時間がかかる予定だ。

EU・シンガポールFTAは幅広いルール分野を含む21世紀型のFTAとなっており、その効果は広範囲に及ぶが、物品貿易分野に着目すると、シンガポールの対EU輸出で一定のインパクトが見込まれる。シンガポール政府によると、EUは84%の品目で関税を即時撤廃し、16%の品目は3～5年で段階的に撤廃する<sup>6</sup>。

中でも、シンガポールからのEUへの化学品（HS28～40）輸出などで活用されていくことが見込まれる。化学品はシンガポールが競争力を有する製品である上、EUの対シンガポール輸入額の47.4%（111億ドル、2018年）を占めるなどシンガポールの対EU輸出額も大きく、かつEUでは平均で4.3%の関税率が課されている。化学品の中でも輸入額が大きい品目は有機化学品（HS29、65億ドル）である<sup>7</sup>。

また、EU・シンガポールFTAでは、原産地証明制度として、自己証明制度が採用されている点も特徴だ。アジア域内のFTAでは第三者証明制度が広く採用されてきたが、EU・シンガポールFTAやTPP、日EU EPAなど、近年、締結されるFTAでは自己証明制度が採用されることが目立っている。自己証明制度は、社内の証明に関わるコストは第三者証明制度と同様にかかるものの、リードタイムへ

の影響なく、自ら発給できることがメリットとして指摘できる。

## (3) ASEAN・中国FTAの原産地規則：選択型を導入

新たに発効したFTAではないが、ASEAN・中国FTAでは原産地規則で制度改訂が行われた。ASEAN・中国FTAは、2010年に大半の品目で関税が撤廃され、幅広く日系企業に活用されているFTAである。一方で、ATIGAやASEAN・日本、ASEAN・韓国など他のFTAでは多くの品目で、選択型（関税分類変更基準か付加価値基準のいずれかを選択）が採用されている中で、ASEAN・中国は付加価値基準のみを採用している点が課題であった。

シンガポールで原産地規則を所管するシンガポール税関は2019年8月に通達を発出し、同FTAの原産地規則の改訂を伝えている<sup>8</sup>。同改訂によって、ASEAN・中国FTAにおいても多くの品目で選択型が採用され、これまでの付加価値基準に加えて、関税分類変更基準も選択できるようになったことは、同FTAを利用する日系企業の利用促進につながる事となる。

加えて、関税分類変更基準を選択できるようになることは副次的効果もある。ASEAN・中国FTAでは、付加価値基準のみが採用されていたため、原産地証明書にはFOB価格を掲載することが求められていた。原産地証明書にFOB価格が掲載されることは、輸出価格と実際の販売価格が異なる場合にマージンがわかってしまうリスクがあることが課題となっており、ASEANの主要FTAでは付加価値基準以外を用いる場合にはFOB価格の記載が不要となっていた。そのため、ASEAN・中国FTAでも、引き続き、付加価値基準を選択する場合はFOB価格の記載が求められるものの、それ以外の基準を採用すればFOB価格の記載が求められないこととなると理解される。

## 2. 2020年以降、注目される内容は？

### (1) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）の 見通しは？

2020年におけるアジア大洋州のFTAを展望する上で、最も重要な存在は東アジア地域包括的経済連

携（RCEP）であろう。RCEPは、周知の通り、ASEAN10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドが参加するメガFTA構想である。2013年から交渉が開始され、6年が経過し、2019年にはいよいよ妥結かと期待されたものの、最終段階でインドのモディ首相がRCEPから離脱も辞さない姿勢を示し、妥結に至ることができなかった。

11月4日に発出された共同首脳声明では、「我々は、RCEP参加15カ国が、全20章に関する条文ベースの交渉及び15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したことに留意し、2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始するよう指示した」とし、少なくともインドを除く15カ国については2020年中に署名を目指すことが確認された。一方、インドについては、「未解決のまま残されている重要な課題がある。全てのRCEP参加国は、これらの未解決の課題の解決のために、相互に満足すべき形で、共に作業していく。インドの最終的な決断は、これらの未解決の課題の満足すべき解決にかかっている」とし、インドが未解決の問題として指摘している点について解決を図り、インドも含めた16カ国でRCEPを形成する意思も示している。インドが主張する「未解決の課題」は何なのかは明らかではないが、報道等に基づけば、物品関税、貿易救済措置、原産地規則などが考えられ、今後の交渉で妥協点が探られていくこととなる。

モディ首相がRCEPに難色を示す背景には、RCEPがインドにとり中国と初めて締結するFTAであることがある。中国は、インドの貿易赤字の3割（2018年）を占めており、その赤字幅は2000年代半ば以降、拡大傾向にある。一方で、モディ首相は就任以来、Make in Indiaを掲げ、製造業の振興を図っているが、明確な成果が出ているとは言えない状況にあり、RCEPにより中国からの輸入が一段と拡大することを警戒している。

また、モディ首相が、インド国内で農業分野への影響を懸念していることが挙げられる。インドは、農村に多数の低所得者層を抱え、RCEPに対する反対も根強いものがある。これまでのFTAでもインドは農業分野の自由化に難色を示してきたが、

RCEPではとりわけオーストラリア、ニュージーランドとも新たにFTAを締結することになるため、乳製品などの取り扱いも課題となっている可能性がある。

## (2) TPP11ではマレーシアの批准が残された課題

TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）は2019年12月に発効した。国内批准手続きを終えていない国もあり、発効しているのはメキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7カ国で、マレーシア、ブルネイ、チリ、ペルーの4カ国は批准待ちの状況にある。

特にマレーシアには日系企業の拠点も集積しており、批准への関心は高い。TPP11はナジブ前政権によって署名されたが、2018年に成立したマハティール政権は、TPP11へ慎重な姿勢を示している。TPP11には、マハティール首相が積極的に推進してきたプミプトラ政策に関する内容が含まれていることなどが、慎重な姿勢を示す要因となると考えられる。マレーシアは2020年のAPECの議長国でもあり、2020年にTPP11を批准するか、その判断が注目される。

## (3) EU・ベトナムFTA：ベトナムの先進国への市場アクセスが一段と改善

2020年はEU・ベトナムFTAが新たに発効することが期待される。EUとベトナムは、2019年6月に自由貿易協定と投資保護協定に署名している。同FTAは、関税面では、双方で99%の品目で、EUは発効後最大7年をかけて、ベトナムは最大10年をかけて最終的には関税を撤廃する<sup>9</sup>。

ベトナムは、TPP11にも参加するとともに、EUとのFTAも発効させることで、ベトナムから先進国市場への市場アクセスを一段と改善することとなる。

## (4) EUの対カンボジアのGSP適用停止の可能性：実現すれば縫製品産業に大きな影響

FTAではないものの、一般特惠関税（GSP）でも、注目される動きがある。EUはGSPで、カンボジアへの適用の見直しを検討しており、2020年にカンボジアを適用停止とする可能性がある。EUは

カンボジアの人権侵害を理由として挙げ、カンボジアに改善を求めている状況にある<sup>10</sup>。

EUは、カンボジアに対しては、GSPの中でも後発開発途上国（LDC）に適用するEBA（Everything But Arms、武器弾薬以外全ての品目を無税化）を適用している。カンボジアの対EU向け輸出は、輸出総額の4割（2018年）を占めている。カンボジアの主力の輸出品である縫製品（HS61～63）もEBAの対象となっており、カンボジアの輸出を支える重要な枠組みとなっている。EBAが適用停止となった場合は、カンボジア製の縫製品に一般関税（HS61～63に対する平均関税は11%）が課され得ることとなり、カンボジアの縫製品輸出に大きな影響が及ぶことが見込まれる。

### (5) デジタル分野のルール整備

2020年には、デジタル貿易分野での通商交渉も注目される。世界的にデジタル産業が成長産業として興隆し、データが経済成長の源泉として着目される中、通商交渉分野では自由なデータフローに関するルール整備が進められつつある。

2019年6月に大阪で開催されたG20では、「デジタル経済に関する首脳特別イベント」が開催され、「デジタル経済に関する大阪宣言」が発出され、WTOでの電子商取引交渉を前進させ、2020年6月に予定されるWTO閣僚会議までに実質的な進捗を実現することを目標に掲げており、その動向が注目される。なお、同宣言には、G20加盟国・地域の内、南アフリカとともに、アジア大洋州ではインド、インドネシアが同宣言には参加しておらず、今後、両国のデータフローに対する政策が注目される。

2020年1月には、シンガポール、ニュージーランド、チリがデジタル経済パートナーシップ協定の実質妥結を発表し、デジタル分野での先進的なルール形式を目指す動きとして注目される。

## 3. 2020年もFTAによるビジネス環境の変化には注目

この他、2020年にはインドネシア・オーストラリア間でも新たにFTAが署名されており、発効が見込まれる。アジア大洋州では、2020年も通商環

境に一定の進展が見込まれ、日系企業の事業活動にも影響を与えていくことと考えられる。中でも、RCEPは日中韓でも新たにFTAが形成されることにもなるため、その影響は大きく、その動向に注目していく必要がある。

#### <訳注>

<sup>1</sup> 本稿では、アジア大洋州地域とは、ASEAN、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国と定義。

<sup>2</sup> Hong Kong Trade and Industry Department : <https://www.tid.gov.hk/english/ita/fta/hkasean/index.html>

<sup>3</sup> 但し、香港の輸出の98.9%（2018年）は再輸出であるため、FTAの対象となる原産品の比率は少ない。

<sup>4</sup> 同一FTAに加盟していない国・地域で、在庫分割を行うとFTAで一般に規定されている直送基準違反となる。

<sup>5</sup> Operational Certification Procedures, Rule 10.

<sup>6</sup> 関税削減スケジュールはEnterprise Singapore参照 : <https://www.enterprisesg.gov.sg/non-financial-assistance/for-singapore-companies/free-trade-agreements/ftas/singapore-ftas>

<sup>7</sup> 医薬品（HS30）も34億ドルと主力の輸出品目となっているが、EUでは医薬品には関税を課していない。

<sup>8</sup> シンガポール税関 : <https://www.customs.gov.sg/-/media/cus/files/business/exporting-goods/cert-of-origin/circular-142019-ver-1.pdf>

<sup>9</sup> EU : <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1922>

<sup>10</sup> EU : <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2080>

#### <参考文献>

ジェトロ、2019、「世界と日本のFTA一覧」  
 椎野幸平・牧野直史・安田啓、2013、「EUの対シンガポール輸入関税がほぼ全て撤廃へーEU・シンガポールFTA協定書案ー」、ジェトロ・ビジネス短信

#### 執筆者氏名

椎野 幸平 (しいの こうへい)

#### 経歴

青山学院大学国際政治経済学部修士課程修了（国際経済学修士）。1994年ジェトロ入会、国際開発センター（IDCJ）開発エコノミストコース修了、ジェトロ・ニューデリー、海外調査部国際経済課課長代理、ジェトロ・シンガポール次長（調査担当）、海外調査部国際経済課長を経て、2017年4月より現職。

## 世界が注目！アフリカのスタートアップ、アジアとの相互連携進む

JETRO NAIROBI  
Director  
久保 唯香



2019年、アフリカのスタートアップ分野では、アジアが躍動した。8月に3年ぶりのアフリカ開発会議（TICAD）を迎えた日本のビジネス界では、複数社が相次いでアフリカ・スタートアップとの連携を発表し話題を呼んだ。例えば、ヤマハによるナイジェリアのバイク便スタートアップMax.ngへ出資参画、三菱商事によるオフグリッド分散電源事業BBOXX Limitedへ出資参画、日系ヘルスケアファンドAAICによるナイジェリアの物流スタートアップKOBO360へ出資参画、豊田通商とその子会社CFAO S.A.S.による投資会社Mobility 54 S.A.S設立などだ（表1）。5月には、インドネシアのライドシェア物流企業GOJEKがウガンダのバイク便スタートアップSafeBodaへ出資したと報じられた（5月8日 Weetracker）。7月にはケニア金融庁（CBK）がシンガポール通貨金融庁（MAS）と覚書を締結。MASが主催した国際的なフィンテックイベント「シンガポール・フィンテック・フェスティバル（SSF）」の中では、ケニア発の農業保険スタート

アップPula Advisorsがアワードを受賞。50,000シンガポール・ドル（約37,000米ドル）を手にした。11月、ナイジェリアのフィンテックOperaが中国のベンチャーキャピタルなどからシリーズBとなる1億2,000万米ドルを調達したと発表したことは、記憶に新しい。同月、ケニアの物流スタートアップLori Systemsは、中国のベンチャーキャピタルをリードインベスターにシリーズAを調達したと報じられた（調達額は非公開。11月8日 Techcrunch）。これまで欧米企業の活躍が群を抜いていたアフリカのエコシステムで、アジアの存在感が顕在化し始めたといえる。

### 先行するケニアのスタートアップ事情

アフリカのスタートアップをリードする国のひとつが、ケニアだ。Partech Venturesによると2018年、アフリカのスタートアップによる調達額は合計で、10億米ドルを突破した。そのうち最大となる3

企業名	スタートアップとの連携内容
豊田通商・CFAO	Sendy（物流）への出資参画（17年11月公表）、Zipline（ドローン）への出資参画（19年5月公表）、CVC「Mobility54」の設立（19年8月公表）
三井物産	M-KOPA Holdings Limited（分散型電源事業）への出資参画（18年5月公表）
丸紅	WASSHA株式会社（分散型電源事業）への出資参画（18年9月公表）、Azuri Technologies Ltd（分散型電源事業）への出資参画（19年6月公表）
SOMPOホールディングス	BitPesa（フィンテック）への出資参画（18年11月公表）
住友商事	M-KOPA Holdings Limited（分散型電源事業）への出資参画（18年12月公表）
三菱商事	BBOXX Limited（分散型電源事業）への出資参画（19年8月公表）
ヤマハ	Max.ng（ライドシェア）への出資参画（19年7月公表）

表1：アフリカで事業展開するスタートアップと日系企業との連携事例

（出所）各社プレスリリース。



億4,800万米ドルを調達したのが、ケニアだ。

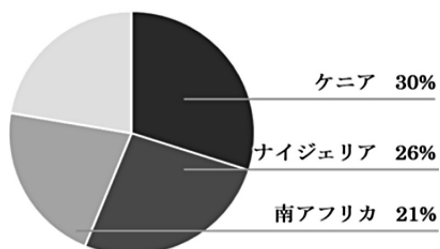
### 国別調達額

単位：Million USD

国名	資金調達額
ケニア	348
ナイジェリア	306
南アフリカ	250
その他	260
総額	1,164

表2：国別調達額

### アフリカ全体の調達額に占める 主要国割合

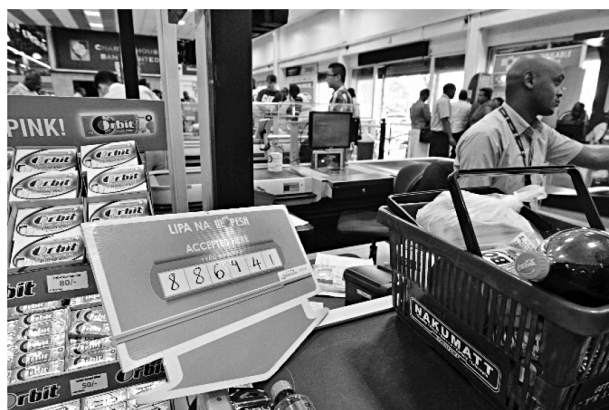


グラフ1：アフリカ全体の調達額に占める主要国割合  
(出所) 表2、グラフ1ともにPartech Venturesレポートをもとにジェトロ作成

ケニアのスタートアップシーンを語るうえでは、ケニア社会がまだまだ多くの開発課題を抱えている点がポイントとなる。ケニアを含むサハラ砂漠以南(サブサハラアフリカ地域)は、世界で最も人口増加率の高いエリアだ。国連は2019年の時点でサブサハラアフリカの人口を10億6,600万人と推定、30年後にはこの人口が約21億人に倍増すると見込んでいる。しかし、政府には潤沢な予算がなく、人口増加のスピードに対し制度やサービスの整備が遅れが目立つ。ケニアも例外ではない。銀行口座を持たない非正規雇用者(以下インフォーマルセクター)は就労人口の83%以上を占め、国の根幹を担うべき納税者が国民のごく一部に限られる状況にある(2019年ケニア統計局)。課題は山積みだ。例えば、ケニアには番地制度がない。郵便物は郵便局に受け取りにいかねばならない。農協のような仕組みも整備されておらず、道端で買うバナナは腐っていることが多い。

もうひとつ重要なポイントがある。携帯電話だ。ケニア大手通信会社サファリコムが安全で効率的な

決済手段として携帯電話に着目。2007年に開始したモバイルマネーサービスが、「エムペサ」だ。入金や送受金をSMS(ショート・メッセージ・サービス)で管理するため、データ通信が難しい農村地域でも、通信環境と携帯電話さえあれば利用可能だ。ケニア通信局によれば、ケニアの携帯電話普及率は18年9月に100%を突破、19年9月には112%に到達。携帯電話の普及を背景に、「エムペサ」を中心とするモバイルマネーはすべての所得階層で爆発的に拡大した。ケニアのモバイルマネーの特徴は、事前入金(デポジット)制のため未収の恐れがない決済システムであることだ。多くのスタートアップが、代金回収にこのモバイルマネーを活用することでこれまでビジネスに包含できなかったインフォーマルセクターをも顧客に取り込み、サービスの事業化に挑戦している。番地制度がない環境下、アプリケーション上で近隣のバイク便と荷主をマッチングするスタートアップSendyが活躍している。バナナが腐る前に売り手と買い手をマッチングするスタートアップTwiga Foodsも順調に調達額を上げている。社会開発課題に対し、従来では行政が提供するようなサービスを、収益事業で具体化している。



▲スーパーでも「エムペサ」で支払い可能。携帯電話の6桁の数字を打ち込み、金額とパスワードを入力するだけで支払いが完了する。

### アフリカとアジアの相互連携

SSFの2019 Global FinTech Hackcelerator ファイナリスト20に選出されたスタートアップに、ケニア発のフィンテックKwaraがいる。Kwaraはケニアの伝統的な貯蓄信用組合「SACCO」に対し、金融情報を可視化するシステムを構築・提供してい

る。創業者兼CEOのCynthia Wandia氏はジェトロの取材に対し、「次の事業展開先はアジア」と語る。「ケニアのような貯蓄信用組合がある他の市場への事業展開も視野に調査を進める。例えばインドネシア、フィリピン、タイが候補だ」とした。しかし、アジアとは異なる発展を遂げるアフリカのスタートアップが、アジアに進出するのは容易ではない。「日本の信用格付け技術や知識には関心があり、戦略的なパートナーシップに期待している」という。Kwaraには既に、日系ベンチャーキャピタルのケップル（Kepple Africa Ventures）が出資参画している。



▲ Kwara創業者& CEOのCynthia Wandia氏。ジェトロ撮影。

ケニアにコールセンターやセールスの最大拠点を構えるGreen Light Planetは、タンザニア、ウガンダ、ナイジェリアのほかに、インドとミャンマーにも進出している分散型電源（オフグリッドソーラー、ソーラーホームシステム）の大手開発事業者だ。2009年に米国で創業、2014年にはケニアに拠点を設立した。製品は販売代理店を通じて40カ国に流通している。アジアとアフリカで合計300社の販売代理店と取引がある。CFOの小嶋康太氏はジェトロの取材に対し、「モバイルマネーが普及しているケニアでは、PAYG（PAY AS YOU GO、従量課金）事業が順調だ。開始3年で約100万世帯にリーチした。既に連結売上の65%を占める」と語る。ミャンマーでの更なる事業拡大にも意欲的だ。「アジアではアフリカでのPAYGの経験が活きる」と話す。ミャンマーでは、アフリカで競合する老舗分散型電源事業者のD.Lightも積極的だという。

制度が未整備であることを逆にとり、先進国では規制によって実証調査が難しい最新の技術やサービスを、アフリカで実証していくタイプのスタートアップもある。ドローンによる輸血血液輸送を行うZipLineが代表例だ。サンフランシスコで創業した同社は、2016年にルワンダで物流事業を開始した。これまで1万3千回以上の飛行を行い、ノウハウを培ったという。2019年にはガーナへの事業展開を発表した。2018年には豊田通商が、事業会社としては初めて、出資参画した。

シリコンバレー発でアフリカに特化したベンチャーキャピタルSavannaVCの創業者& マネージングパートナー Mbwana Alliy氏はジェトロの取材に対し、「出資の受け入れ、事業展開、リバーサインオーバーションといった観点で、アジア企業との連携に期待するアフリカのスタートアップは少くない」と語る。一方、課題には「合意形成のスピードや商習慣の違い」を挙げる。

アフリカ・スタートアップは勃興期で、多くがこれからグロースフェーズを迎える段階にある。商習慣の違いなど課題を乗り越え、アフリカとアジアが成長の過程でどう相互に連携していけるか、今後の動向に注目したい。

#### 執筆者氏名

久保 唯香（くぼ ゆいか）

#### 経歴

ジェトロ・ナイロビ事務所員、ダイレクター。ケニアを中心とする東アフリカの経済概況調査、ビジネスマッチング、貿易投資相談などを担当。早稲田大学卒業後、14年ジェトロ入構。ビジネス展開支援課を経て、ジェトロ福井で中小企業の海外展開支援に従事。17年、通関士資格を取得。18年7月より現職。趣味はランニング。19年末にはアフリカ最高峰キリマンジャロ山登頂（5,895m）。

## ASEANでのビジネスと知的財産の保護について

JETRO SINGAPORE  
Director for Intellectual Property  
新留 豊



### 1. はじめに

日本企業にとって、ASEANは製造拠点であり、今後成長が期待されるマーケットです。さらに、今後は新たなイノベーションを起こす場としても期待されています。ASEANでの新たなビジネスチャンスをつかむため、シンガポールに拠点を開設している企業も少なくありません。

ビジネスを軌道に乗せ、安定的に高い収益率を確保するためには、サービス・商品の高付加価値化、差別化が必要です。そのため、ブランド、デザイン、技術（ノウハウを含む）といった知的財産をどのように保護し、活用するかを考えることは重要です。もちろん、高い付加価値をマーケットシェアの大きさやコンテンツの多さそのものから得るような、プラットフォーム型の事業戦略も考えられます。ただ、その場合においても、ブランド、デザイン、技術は、事業戦略を守り、これを強化するものと考えられています<sup>1</sup>。

また、権利化された知的財産、すなわち知的財産権は「独占」というイメージが強いのですが、実際のビジネスにおいては、むしろ他者と強く連携し、仲間を増やすための道具として使われる場面も増えています。特にオープンイノベーションにおいては、積極的に他社のリソースを使うことが求められるところ、知的財産は企業どうしをつなぐツールとなっています。

このような知的財産を活用するにあたっては、スピードが重要ですが、問題が2点あります。1点目は、一般に事業の展開において考えるべきことは山ほどあり、知的財産について思考を割ける時間は少ない

ことです。また2点目は、ASEANの知的財産インフラが未発達なため、権利保護が遅く、また事業展開とタイミングを合わせるのが難しいことです。

もっとも、1点目については、知財を意識すべき局面に集中すれば、企業の知財部は別として、事業戦略の観点からは必ずしも四六時中、知的財産を中心に考える必要はないと思われます。

また2点目についても、2015年のASEAN経済共同体（AEC）創設を機に、貿易・投資環境の改善と競争力向上策の一環として、知的財産インフラの向上がASEANの戦略目標に組み込まれ<sup>2</sup>、各種国際協定への加盟をはじめとした仕組みづくりが進められているところです。使い勝手の良い部分を取り出し、知的財産のベストミックス等の工夫も可能になってきています。

本稿では、知的財産制度の基礎を概括した後、ASEANにおけるビジネスの安定的な収益確保に貢献するブランド、デザイン、技術の保護とそのポイントについて考察します。

### 2. 知的財産の種類と保護のポイント

これまで様々な職場で、特にビジネス関係者から知的財産に関する相談を受けた経験から、筆者の感じた知的財産の重要ポイントは、以下の3つです。

- 保護のための登録が必要な知的財産と、不要な知的財産がある点
- 登録は基本的に早い者勝ちである点
- 登録は国ごとに必要な点

まず、1つ目のポイントですが、知的財産には保護のために登録（＝権利化）が必要なものと、登録を要せずに保護の対象となるものがあります。日本の法律をベースに知的財産の種類をまとめたものが表1です。

＜保護のための登録が必要なもの＞	
・特許権（技術的思想の創作）	4つをまとめて産業財産権とも言う。日本では特許庁で登録。
・実用新案権（物品の形状、構造等の考案）	
・意匠権（デザイン）	
・商標権（ブランド）	
・回路配置権	日本では経済産業省が所管。
・育成者権（植物品種）	日本では農林水産省で登録。
・地理的表示（酒類、その他食品）	日本では酒類は財務省、食品は農林水産省で登録。
＜保護のための登録が不要なもの＞	
・著作権（著作物、実演、レコード、放送等）	
・営業秘密（技術その他営業に関する秘密情報等）	

（表1）知的財産の種類と登録の要否

自社の事業に何らかの付加価値を与える「何か」については、それが知的財産権によって保護できるものか検討し、登録が必要かを明らかにすることが重要です。登録が必要な場合、2つ目のポイントにあるように、登録は基本的に早い者勝ちですので、登録を目指すかどうかを検討する必要があります。また、3つ目のポイントにあるように、登録は国ごとに必要なので、どこで登録を目指すかについても、併せて検討することになります。

ASEANには10か国ありますし（ただ、本稿執筆の2020年1月時点で、ミャンマーではまだ特許、意匠、商標の各法律が未施行）、ASEAN以外も含めて、多くの国について検討を行う必要があります。もっとも、商標、意匠や特許はある程度、使い方が明確なので、各国で何がしたいかが決まれば、それに応じて知的財産の登録の基本方針も決まると思います<sup>3</sup>。

また、各国の法律はやや異なるため、知的財産の保護の仕方が若干、違ってきますが<sup>4</sup>、ASEANでは経済共同体の創設を機に、国際協定への加盟等を通じて、知的財産の保護の仕方の共通化や利便性向上を進めているところです<sup>5</sup>。したがって、細かい相違点は微調整しつつ、大まかな方針を作っておくという対応になると思います。

### 3. ブランド保護と商標

#### (1) 商標の基礎

商品やサービスのブランド（厳密には、ブランド名の文字だけでなく、図形、記号等も含む、「標章」という概念）は商標権として保護可能です。商標の保護期間は、日本やASEAN諸国では10年の期間ですが、永続的な更新が可能です。

もちろん、商標登録がなくても、商品やサービスに標章を使うことはできます。そして、例えば日本の不正競争防止法のような法律やコモン・ロー等によって、標章が保護される場合もあります<sup>6</sup>。もっとも、このような未登録の標章を保護するルールは国によって考え方が異なる上、以下にも述べるように、商標権を持つ場合、ECサイトに対して権利者としての主張ができるメリットや、商標権を持たない場合、第三者に先回りされるリスク等もあるので、商標登録を検討する意義はあります。なお、商標は出願人が指定する商品またはサービスの「区分」とセットで登録することになります（複数の区分について商標登録も可能です）。

ところで、日本では文字、図形や記号等のほかに、「立体商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」、「位置商標」、「動き商標」などの、いわゆる「非伝統的（non-traditional）」商標も保護されます<sup>7</sup>。ASEAN主要国で保護されることが確認された非伝統的商標の一覧を表2に示します。2019年に改正されたマレーシアの商標法では、新たに「匂い商標」まで追加されており、興味深いです。

非伝統的商標のわかりやすい例ですが、例えば日本ではコーラ、乳酸飲料や、最近では開けるとダイヤ型の模様が表れるチューハイの缶などの容器が立体商標として登録されています。そのほか、キノコ型のチョコ菓子（菓子そのもの）の形状も立体商標として登録されています。また、音の商標では、CMのメロディーなどが登録されています。なお、非伝統的な商標は登録前に使用されることによって、他者の商品・サービスとの識別性を獲得したと判断されて登録に至るケースが多いようです。商標の場合も基本的には早い者勝ちですが、特許や意匠

のように新規性（＝一般にまだ知られてはいない）を要件としません。識別性を獲得するまで待たなければならぬこともある点に注意が必要です。

	非伝統的商標の種類
インドネシア	立体、ホログラム、音
シンガポール	立体、ホログラム、色彩、音、位置、動き
タイ	立体、ホログラム、色の組み合わせ、音
フィリピン	立体、ホログラム、色の組み合わせ
ベトナム	立体、ホログラム
マレーシア	立体、ホログラム、色彩、音、匂い、位置、動き

(表2) ASEAN主要国で保護される非伝統的 (non-traditional) 商標の種類

### (2) いつ、どこで保護を求めるか

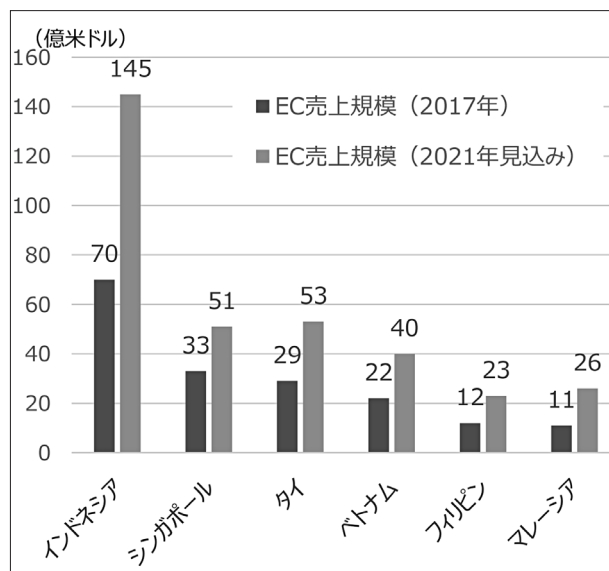
では、商標を登録するとして、いつ、どこで保護を求めるか。

どこで商標保護を求めるかについては、知的財産全般の基本的な考え方として、まず生産地（製造能力のある地域）を押さえます。流通経路に入ってしまった模倣品を取り締まるのは、かなり労力が必要です。他方、現地政府機関の支援が期待できる場合は、販売地でも商標保護もある方が望ましいです。また、最近では権利者として、ECサイト等を模倣品対策に活用できる可能性もあるので、これらの点も併せて考えます。模倣品対策については、JETROが各国別の模倣品対策マニュアル<sup>8</sup>を作成しているので、ぜひご参照ください。

他方、タイミングについては現地で事業を展開する前ということになりますが、流行の拡散速度は速く、また以下に述べるような、第三者に先回りされる（冒認出願）リスクもあるので、早めの対処を検討する必要があります。

### (3) ECサイトとブランド保護

商標登録を販売地で行う場合のメリットとして、例えばECサイトに対して模倣品出品者のURLに対する削除要請をすることも考えられます。ASEANのEC市場は今後、大きく成長することが期待されており（図1）、ECサイトをうまく活用することにより、正規品の販売増加と模倣品対策を同時に進めることが考えられます。



(図1) ASEAN主要国のEC市場規模 (2017年、2021年推計)<sup>9</sup>

オンライン上の模倣品対策については、まだそれほど進んではいませんが、メジャーなECサイトはサイト上の専用ページや、Eメールなどで模倣品販売者のURLの削除要請を受け付けています。その場合、サイト上で実際に購入を行い、模倣品が売られている証拠を示す必要のあるECサイトと、要請があれば無条件にURLが削除され、問題があれば当事者同士（削除を要請した側と削除された側）に紛争解決がゆだねられるパターンがありますので、ECサイト側への確認が必要です。もっとも、ECサイトの方針を定めた知的財産ポリシーがまだ作成・公表されていないECサイトもまだあります。JETROでは官民合同でASEANのECサイトとの情報交換を進めています。商標権利者がより使いやすいシステムにすることが課題となっています。

### (4) 第三者に先回りをされる（冒認出願）リスク

販売地で商標登録を行わない場合のリスクとしては、いわゆる冒認（ぼうにん）出願が挙げられます。例えば、日本の商品がシンガポールでヒットした場合、周辺国にも進出することを考えますが、第三者が別の国で先回りをして同じ商標について登録をしてしまう可能性があります。特許や意匠の場合、それが公知（一般に知られうる状態になること）になってしまうと、登録できなくなりますが、商標についてはこのような要件はないので、一般の第三者でも先回りが可能となります。

先回りをされてしまうと、後から進出しようとする自社は、少なくとも形式的には「侵害者」になります。この点、当該商標がその国の誰もが知っているようなブランドであると立証できる場合や、先回りをした者と取引関係があったなど、その者の悪意の出願であることを立証できる場合は対処できることもあります。そうでない場合、先回りに対応することは難しいと思われますので、注意が必要です。

では、先回りされないために、どれだけ早く手続きを行えば良いでしょうか。この点については、JETROでも今年度調査を試みていますが、そのブランドについて、どれだけ急速に認知度が上がったか、という点に関連しているかもしれません。日本でも、どこかの野球チームが優勝したら「〇〇優勝」とか、芸人の一発芸がネット上で流行すると、その芸の名前が第三者に商標出願されることがありますが、これらはメディア等の媒体による急速な認知度の向上が背景にあると考えます。ASEANでも、日本のアニメがテレビやネットで放映された後に、登場するキャラクターが第三者により商標出願される事例を見かけることがあります。ネット時代は情報がより早く拡散されるので、ネット上でのマーケティング活動と並行して、情報拡散の程度と地理的範囲をリアルタイムで確認しつつ、商標出願のタイミングも検討することになってくるのかもしれません。

#### (5) 国際協定の利用（マドリッド協定議定書）

やや実務的ですが、国際協定を使って商標を国際登録するための、マドリッド協定議定書（略してマドプロ）という仕組みがあります。2019年12月にマレーシアも加盟したので、ASEANではミャンマー以外、このルートでの速やかな商標登録が可能です。詳しくは特許庁のウェブサイトをご覧ください<sup>10</sup>。

## 4. 工業デザインの保護

### (1) 保護の手段

製品などの工業デザインを保護したい場合、(a) 意匠登録をする、(b) 著作権で保護する、(c) 立体商標として保護する、(d) 未登録意匠としての保護を求める、という4つの方法が考えられます。

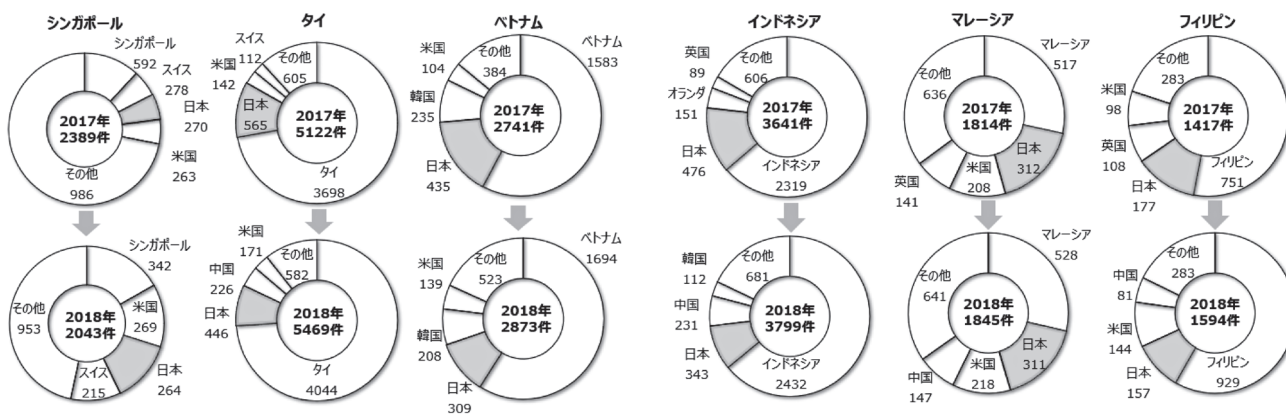
もっとも、(d) についてはマレーシアでは可能な場合があると思われ<sup>11</sup>、他の国では同様のルールがあるとは限りませんので、地理的範囲が限定されます。また、(c) の立体商標も、成功すれば永続的に権利を保護できますが、商標が識別性を獲得するために時間がかかる点に難しさがあります。さらに、(b) については、工業デザインでも著作権、すなわち、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」であれば、著作物として著作権法で保護可能です。もっとも、著作権が複製を保護の範囲に含むのに対し、意匠権は類似意匠についても保護の範囲に含むので、後者の方が広い範囲をカバーすると言えます。そこで、(a) の意匠保護が基本路線となりますが、最初は意匠保護をしながら、最終的には立体商標での保護を目指すなど、デザインの重要性和寿命によって、複合的な戦略も考えると思います。

### (2) ASEANの意匠制度の比較

ASEANの意匠制度は国によってかなり異なります（表2）。最も大きな相違点は保護期間（日本では登録から20年）と実体審査の有無です。保護期間は権利の消滅にかかる問題ですし、実体審査がある場合は手続きに時間とお金がかかります。他方、商品のデザインは付加価値が乗りやすい部分であり、例えば商品の高付加価値化が進む中国企業などは、ASEANに対する意匠出願を顕著に増やしています（図2）<sup>12</sup>。さらに、デジタル化時代に適応した、グラフィカルインタフェース（GUI）やアイコンなどのデザインについては、タイやベトナムなど、ASEANでは登録対象になっていない国が存在するもの<sup>13</sup>、元から登録可能であったマレーシアや、元々登録不可とされていたインドネシアなどでも、意匠登録が見られており（表4）、今後の進展が期待されます。

	実体審査	保護期間		実体審査	保護期間
インドネシア	あり	10年	シンガポール	なし	5年 (+5年間の延長が2回可能)
タイ	あり	10年	フィリピン	なし	5年 (+5年間の延長が2回可能)
ベトナム	あり	5年 (+5年間の延長が2回可能)	マレーシア	なし	5年 (+5年間の延長が4回可能)

(表3) ASEAN主要国での意匠制度の比較



(図2) ASEAN主要国における意匠出願の変化<sup>14</sup>

	件数		件数		件数
マレーシア	352	シンガポール	49	インドネシア	26
カンボジア	13	ブルネイ	4	フィリピン	0
ベトナム	0	タイ	0	ラオス	0

(表4) ASEAN主要国でのGUI、アイコン意匠の登録件数<sup>15</sup>

### (3) ハーグ協定による国際登録

ASEANの方針では、各国がハーグ協定<sup>16</sup>という国際登録のための協定に加盟することになっており<sup>17</sup>、インドネシアやタイではそれに向けた具体的な法改正も準備中です。この協定の最新のジュネーブ改正協定では最低15年間の保護期間を設けることとされているので、その点での統一が図られることになります。意匠制度の調和については、今後の進展に期待したいと思います。

## 5. 技術の保護とオープンイノベーション

### (1) 技術の保護の手段

技術については、秘匿し続ければ営業秘密として、また登録すれば特許権としての保護が可能です。ただ、前者の場合、秘匿状態が続けば（かつ、リバースエンジニアリングや独自開発により、他者

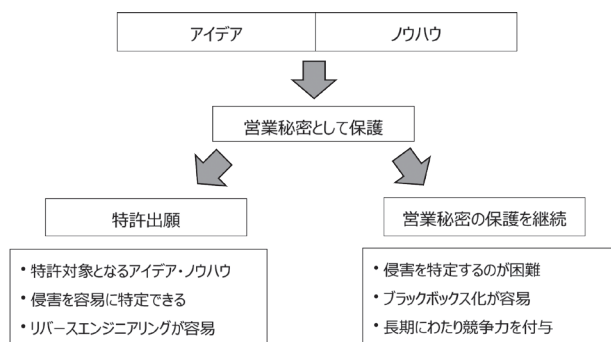
が同じ技術を手に入しなれば）、保護が永続するのに対し、後者では出願から18ヶ月後には公開され、保護期間も出願から20年という制限があります。

営業秘密を保護する法律は、国によって異なります<sup>18</sup>。日本では不正競争防止法で保護されますが、同様に成文法で保護を定めている国もあれば、コン・ローにより保護される国もあるため、各国の法律を確認しておく必要があります。ただ、核心的な部分は共通しており、世界知的所有権機関（WIPO）のウェブサイト<sup>19</sup>によれば、営業秘密として保護されるための一般的な要件は以下の通りです。

- 当該情報が秘密であるゆえに商業的に価値のあること
- 当該情報が限られた者の間でしか共有されていないこと
- 取引先や従業員との守秘義務契約の使用を含むこと

め、当該情報の正当な保有者により、秘密が守られるための合理的な手段が講じられていること

技術が生まれた最初の時点では、営業秘密として保護が可能ですが、その後、特許出願するかどうか検討することになります。判断基準としては、例えば、ブラックボックス化できる技術は営業秘密として保護し、できないものは特許で保護する、というように、知的財産の使い分けを行います（図3）。



（図3） 営業秘密か特許出願かの判断

## （2）オープンイノベーションにおける特許の機能

特許には、オープンイノベーションでは重要な、営業秘密にはない機能があります。特許の明細書は技術文献でもあるので、企業の技術開発能力を示すこととなります。また、特許の保護要件は、新規性（まだ一般公衆に知られていないこと）、進歩性（公知の技術から容易に想到できないこと）、産業上の利用性、及び実施可能性等ですので、特許が登録されれば、企業の技術開発能力に対する、より確かな証明となります。さらに、特許は公開され、ウェブ上での検索も可能となるので、企業どうしを結びつけるシグナルとしての役割を持ちます。加えて、特許はロイヤリティを支払う明確な根拠となります。このように、特許はオープンイノベーションにおいて、重要な企業結合要素となります。

これに対し、営業秘密の場合、秘密保持の難しさから他者との共創のベースとするには難しく、また特許と異なり知的財産の範囲も不明確になりやすく、また売り上げベースのロイヤリティ計算に対して難色を示される場合もあります。そのため、営業秘密をベースとしたビジネスモデルを構築することは難度が高いと考えられます。

ところが、技術を売りにして、ASEAN地域で共同開発のパートナーを探している企業の中にも、コア技術についてASEAN地域での特許出願がなされていないケースが、少なからずあります。これはスタートアップに限らず、大企業にもこのようなケースが見受けられます。

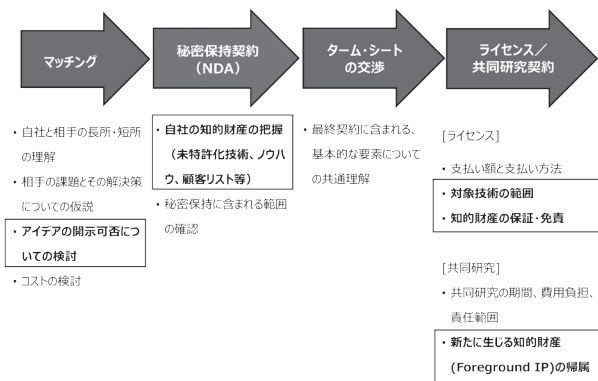
この点、プラットフォーム型のビジネスモデルの場合、マーケットシェアやコンテンツの量が付加価値を与えるので、特許は不要という考え方もあります。しかし、欧米で成功した、公知のビジネスモデルをASEAN地域に持ち込むだけの、いわゆる「タイムマシン経営」ならまだしも、地域に合わせた新たなサービスを開発して提供しなければ生き残れない環境においては、リスクが大きい場合と思います。

なぜなら、自社が実施しているものと同じ技術を、他者が独自に開発して特許権を取得した場合、特許に含まれる技術が使えなくなる可能性があるからです。厳密には、日本の場合、自社が特許の前から実施している形式については、「先使用权」というピンポイントな権利により継続実施できます。ただし、同じ技術でも実施工為（製造、販売、輸入等）を変えると先使用权の範囲外になること、また第三者への再実施許諾ができないことや、そもそも海外での実施が先使用权の根拠にならない<sup>20</sup>など制約も多く、しかも国によって制度が異なります<sup>21</sup>。

したがって、ブラックボックス化した営業秘密を持ちつつも、表にはコアとなる特許を軸とした企業間連携が、より安定的であると思われます<sup>22</sup>。さらに、最近では企業内ベンチャーキャピタルによる、スタートアップへの投資も活発化しつつありますが、この場合はよりシビアに投資先の資産評価を行う必要が生じるため、技術的範囲が曖昧な営業秘密よりは、公開され、権利範囲も明確な特許等の登録された知的財産権の存在が重要になると考えられます。

具体的にライセンスや共同開発を行う場合のフローチャートに、知的財産について気をつけるべきポイントを加えたものを図4に示します。ただ、図4の太字で示したように、知的財産に集中する必要があるポイントは、全体の一部分に過ぎません。





(図4) 共同開発等において知的財産を重視すべき段階と その内容

### (3) 特許出願のタイミングと登録の加速

特許の手続きを行うタイミングですが、厳格な早い者勝ちなので、最も重要なことは、なるべく早い「出願日を確保する」ということです。そこで、数カ国の出願であれば、優先権という国際ルールを使い、第1国（例えば日本）に出願して1年以内に第2国に出願手続きを行えば、第2国も第1国と同じ出願日が確保できます。また、出願国の数が多い場合、第2国への出願の代わりに、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願を行って、ひとまずPCT加盟国（世界153か国、ASEANではミャンマーを除く9カ国）全てにおいて出願日を確保して、第1国への出願から30ヶ月以内に、どの国での審査手続を行うかを判断します。

特許の手続きは翻訳を含めて費用がかかるので、どこで保護を求めるかについては、「生産能力のある国」が候補の中心になります。また、オープンイノベーションを行う際には、その国の特許がないと話がまとまりにくいので、この点も考慮します。

ただ、ASEANでは多くの国で、審査に時間が（通常は数年）かかります。そこで、審査を加速するために、日本の特許庁の判断を使うことができます。判断が「特許性あり」となる場合、外国出願も同じ権利範囲に揃えると、外国でそのまま登録してもらえる「修正実体審査」（マレーシア）及び「特許の付与円滑化に関する協力（CPG）」（カンボジア、ラオス）、あるいは日本の判断を参考にして、審査を加速してもらえる「特許審査ハイウェイ（PPH）」（マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、タイ）とい

う仕組みがあり、登録までの期間が数分の一に短縮されます<sup>23</sup>。また、日本での判断が使えることは、例えばIT分野などの先端分野では特に有利です。日本のIT分野の審査基準は権利化できる類型も明確で、ASEANでわかりやすいと評価が高いものです。したがって、安定的な権利の保護が実現しやすい環境になりつつあると言えるでしょう。

## 6. 終わりに

これまで見てきたように、ビジネスに高付加価値を求める場合、知的財産は重要な位置を占めるものです。特に登録が必要な特許、意匠、商標といった知的財産権は、ビジネス上の選択肢を広げ、またオープンイノベーションなど他の企業と連携する際に、ビジネスモデルを安定させることができます。

他方、登録手続きにはコストがかかるので、知的財産をうまく組み合わせ、最小限のコストで、最大限の効果を発揮する使い方を考える必要があります。本稿がその一助となれば幸いです。この点、本稿は概要説明のみですので、細かい点で正確さを欠いているかもしれません。詳しくは参照資料をご覧ください、また専門家のアドバイスを受けていただければ幸いです。最後に、本稿は筆者の個人的な意見を述べたものであり、その所属するいかなる団体の見解を示したものではありませんことを申し添えます。

<訳注>

- 1 例えば、世界知的所有権機関（WIPO）のデータベースによれば、米国で2018年に公開された特許出願の数は、Googleが2495件、Amazonが2105件、Facebookが944件、Appleが2085件。
- 2 詳しくはASEAN Blueprintの項目B13を参照。[https://www.asean.org/storage/2016/03/AECBP\\_2025r\\_FINAL.pdf](https://www.asean.org/storage/2016/03/AECBP_2025r_FINAL.pdf)
- 3 なお、実用新案については、シンガポールなど、制度を有さない国もあるので、本稿では詳しく扱っていません。
- 4 世界各国の知財（工業所有権）制度の対比表は特許庁ウェブサイトに掲載。[https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/sangyouzasisankenhou\\_itiran.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/sangyouzasisankenhou_itiran.html)
- 5 脚注2参照。
- 6 より詳しくはJETROバンコク「ASEANにおける特許権、意匠権、商標権などの産業財産権登録に拠らない発明、意匠、商標の保護に関する調査」参照。<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/10/42e263dd6ded0826e6e167245d9446.pdf>
- 7 [https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/new\\_shouhyou\\_faq.html#anchor1-4](https://www.jpo.go.jp/faq/yokuaru/trademark/new_shouhyou_faq.html#anchor1-4)
- 8 <https://www.jetro.go.jp/theme/ip/manual.html>  
経済産業省ウェブサイト「平成29年度アジア産業基盤強化事業（ASEANにおけるデジタルエコノミーにかかる政策動向調査）」大和総研、2018年2月28日  
[https://meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000013.pdf](https://meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000013.pdf)
- 9 経済産業省ウェブサイト「平成29年度アジア産業基盤強化事業（ASEANにおけるデジタルエコノミーにかかる政策動向調査）」大和総研、2018年2月28日  
[https://meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000013.pdf](https://meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000013.pdf)
- 10 <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/madrid/seido/mado.html>
- 11 <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/04/4b58f10f44458b76a42d204a625a809b.pdf>
- 12 商標においては、中国の出願はすでに多くの国で日本の出願件数を抜いており、特許についても追いついている状況。
- 13 「海外意匠制度について～ BRICs, ASEAN 諸国を中心に～」パテント、2012年、Vol. 65、No. 8、  
[https://system.jpaa.or.jp/patents\\_files\\_old/201208/jpaapatent201208\\_045-060.pdf](https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201208/jpaapatent201208_045-060.pdf)
- 14 データは世界知的所有権機関（WIPO）の統計データに基づく。
- 15 データはWIPO統計に基づく。なお、タイについては知的財産局ウェブサイトのデータに基づく。
- 16 制度概要については特許庁ウェブサイト参照。<https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/seido/hague-geneva.html>
- 17 2020年1月時点で、ASEANの加盟国はシンガポール、ベトナム、ブルネイ、カンボジア。

- 18 脚注6参照。
- 19 <https://www.wipo.int/trademarks/en/>
- 20 詳しくは特許庁ウェブサイト「先使用権制度について」を参照。<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/index.html>
- 21 [https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/document/index/kaigai\\_table.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/senshiyo/document/index/kaigai_table.pdf)
- 22 あるいは、もし特許が難しい場合は、営業秘密の共有あるいは移転を伴いながらも、ロイヤリティ支払いの根拠として商標権や意匠権といった、登録された知的財産権を用いてビジネスモデルを構築することにより、営業秘密をベースとするリスクを回避することも考えられます。
- 23 修正実体審査やPPHなどは、日本以外の国の審査結果を用いることができる場合があります。

執筆者氏名

新留 豊（にいどめ ゆたか）

経歴

1996年特許庁に入庁。審査、審判に従事するほか、特許庁審査第一部調整課、特許庁総務部国際課、政策研究大学院大学、経済産業省通商政策局通商機構部等を経て、2018年6月より現職。

## シンガポールでの学校選択と 早稲田渋谷シンガポール校の教育

WASEDA SHIBUYA SENIOR HIGH SCHOOL in SINGAPORE  
Principal  
岩志 和一郎



### 1. はじめに

早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校は、1991年に開校いたしました。その背景として、1980年代後半から日系企業のアジア地域への進出が活発になり、日本人の駐在者、在留者の数が増加している時期であったことが挙げられます。そのような社会情勢の中で、アジア地域で生活をする日本人在外子女に対し、日本の高等学校の教育を提供することの必要性、重要性を理念とし、当時、アジア・オセアニア地域唯一の在外教育施設高等部となる「渋谷教育学園渋谷幕張シンガポール校」を前身として開校しました。そして2001年4月に早稲田大学の系属校となり、早稲田渋谷シンガポール校と改称いたしました。

2019年12月現在、在籍生数は330名、うち154名は校舎内に併設の生徒寮で生活をしており、寮生保護者の在留地は、ジャカルタ・クアラルンプール・ペナン・ジョホール・バンコク・シラチャ・ホーチミン・ハノイ・ヤンゴン・ニューデリー・バンガロール・マニラ・プノンペン・北京・上海・深圳・広州・香港・台北・ソウル・パース・シドニー・メキシコ・モスクワ・パリ・日本（本校在籍中の帰国により）と世界各国にわたります。卒業生は2485名を数え、多くの卒業生が日本国内にとどまらず、アジア各国、世界各国で活躍をしており、ここシンガポールに在留している卒業生も多数おります。



本校正門

### 2. シンガポール在住者が選択できる学校

本校の教育についてのご説明をする前に、シンガポール在住者が選択できる学校（小・中・高）についてご紹介いたします。シンガポール在住者が通える学校は大別すると以下の通り3つありますが、どの学校に通えるかはシンガポールの在留資格種別によっても異なります。

#### (1) 日本人学校

正式には在外教育施設と言い、文部科学大臣に認定された日本の教育制度により教育を行う学校です。授業は基本的に日本語で行われ、日本と同じカリキュラムが進められますが、英語教育、現地理解教育に力を入れるなど、日本の学校にない特色も見られます。一時的な移住であり数年後には日本へ帰国する予定の場合や、日本国内の大学への進学を希望する場合には、日本人学校を選択する家庭が多いと思われます。

## (2) インターナショナルスクール・外国人学校

シンガポールの教育制度以外の教育を行っている学校をインターナショナルスクール・外国人学校と言います。インターナショナルスクール・外国人学校は英語若しくはその学校の母国語で授業が行われ、また採用している教育制度により教育内容も大きく異なります。海外の大学へ進学を希望する場合には、その準備としてメリットは大きいと思われませんが、日本の大学への進学を希望する場合は、国語力を別途補強することが必要です。また、学費は他の学校と比べて高額になりますが、近年はローコスト校も設置されています。多数の学校がありますが、学校を選ぶ際は以下のいずれかを満たす学校であることが望ましいです。

- ・外国の大学入学資格である国際バカロレア (IB)、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベル取得を目的カリキュラムの教育施設
- ・国際的な評価団体 (WASC、CIS、ACSI) の認定を受けた教育施設

## (3) ローカル校

シンガポールの教育制度に則り教育を行っている学校のことです。英国の教育制度がベースとなっていますので、大学進学を目指す場合はGCEA レベル取得のための教育となります。シンガポール国民もしくは永住権取得者に入学の優先権があるため、進学を選択肢に入れることが難しいというのが現状です (特に人気校に外国人が入学することは非常に難しいようです)。また、シンガポール人か、永住権取得者か、外国人かなどで学費も変わってくるようです。

次項以降、早稲田渋谷シンガポール校の「教育目標」・「英語教育、国際理解教育」・「大学進学」についてご説明いたします。

## 3. 教育目標

本校は3つの教育目標「[自調自考の力を伸ばす]・[倫理観を正しく育てる]・[国際人としての資質を養う]」を軸に日々の教育活動を行っています。

「自調自考の力を伸ばす」

字の如く「自分で調べ、自分で考える」。主体性、自主性を育み、何事にもあきらめることなく、積極的に取り組むことのできる人間の育成を目指します。

「倫理観を正しく育てる」

「何が正しく、何が善であるかを判断できる強い心」の成長を図ります。また同時に「常に他者を思いやることのできる優しい心」を持ちあわせることにより、様々な価値観を持つ多様な人々から信頼される人間の育成を目指します。

「国際人としての資質を養う」

グローバル化の社会で活躍をしていくための「ツール」として不可欠な英語力を身に付け、相手としっかりとコミュニケーションをとることができる能力、そして大学の勉強につながる知識、能力の獲得を目指します。ただ、英語 (語学) が堪能である=国際人、ということにはなりません。世の中には多種多様な価値観や習慣、慣習があり、もちろん宗教観なども様々です。自分と違う考え方を理解できる、受け入れることができる寛容な姿勢、柔軟な思考力といった能力を併せ持った人間の育成を目指します。

以上、3つの教育目標を軸とし、シンガポールという環境を十分に生かし、様々な経験や体験を通して早稲田大学の建学の理念でもある「地球市民の育成」を目指しています。

続きまして、その取り組みの一部として「本校の英語教育」と「国際理解教育の取り組み」についてご紹介いたします。

## 4. 早稲田の英語教育

### (1) 生徒の英語力

様々なバックグラウンドを持って集まる本校生徒の英語力は大変幅広いものです。保護者の海外赴任が急遽決まり、初めての海外生活を送るCEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) A2レベルの生徒もい

ます。また一方でインターナショナルスクールを経て本校に入学し、その後努力を重ねることで英語力をさらに伸ばしTOEFL iBTにおいて100点超のCEFR C1にあたる英語力を習得する生徒もいます。このように幅広い学力層となりますので、通常の英語のクラスは入学当初から習熟度によって4レベルに分けて指導を行っています。また、英会話の授業については、さらに細かくレベル分けを行い10段階でのクラス分けを行っています。

## (2) 特色ある英語授業

### ＜実践例1 超少人数形式での「英会話」＞

1、2年次においては必修科目として生徒全員が週2回の英会話の授業を履修します。加えて3年次にはついては、選択科目として開講をしており、希望者は引き続き履修をすることが可能です。この授業はネイティブ担当教員1人に対して、生徒3～4人といたった超少人数で授業を実施し、コミュニケーション英語や英語表現といったその他の英語の授業で学んだことを土台にして、「スピーキング」能力を徹底的に訓練していく場として有意義に活用されています。

また、学期毎にスピーチコンテストが開催され、クラス全員の前で自分の考えを英語で発表する場が設けられています。担当教員と内容を何度も推敲していく中で英語力がさらに鍛えられていくと同時に、効果的な英語プレゼンテーションの方法を学ぶ良い機会となっています。



EC 授業風景

### ＜実践例2 シンガポールを学び英語を学ぶ「時事英語」＞

この授業は、シンガポール文化を学びながら英語を学んでいくことをコンセプトに授業が組み立てられています。教材は現地の英字新聞The Straits Timesを主に活用しながら、教員チームが毎回自作をしています。英字新聞というとハードルが高そうに思えますが、高校生にとって身近な題材を選び、大事な情報を読み取ることを主眼に授業を組み立てることで、CEFR A2レベルの生徒でも臆することなくオーセンティックな素材に取り組んでいます。

実際に使用した記事の例としてヘッドラインをいくつか挙げると“Durian prices fall by up to 40% amid bumper crop”、“Exhibition to scare away fears opens on Friday the 13th”、“McDonald’s ad for Ramadan goes viral”などで、生徒が実際に訪れたり、体験できたりする記事を選び、授業内でその内容を学んだ後は、校外に積極的に出て自主的なリサーチをすることを推奨しています。

授業外で生徒が英語を継続的に使用していく仕掛けの一つが、SNSサイトのGoogle+を活用しての共有活動です。生徒と教員のみがアクセスできる閉じられたコミュニティーを作り、その中で生徒は自分が撮影した写真に英文の説明をつけて記事を投稿します。授業内で扱った記事を後追い調査する生徒もいれば、シンガポールを自主的に探索する中で見つけた興味深いものについて記事を書く生徒もいます。自分の投稿がリアルタイムで他の生徒にも見てもらえるというのは大きなモチベーションにもなるようで、大変評判の良い課題となっています。

実際の投稿をご覧ください（写真1、2参照）。こちらは8月のある日に投稿された実際の記事です。この活動は学期中のみならず、学校を離れた夏休み中も活動を継続できます。写真1はシンガポールにいる生徒が、写真2は別の生徒が日本に一時帰国をしている最中に投稿してくれました。また、このコミュニティーには、学年に所属する他教科の教員にも、生徒同様に英語で投稿してもらい、活動の盛り上げに一役買ってもらっています。



写真1：時事英語での生徒の投稿



写真2：時事英語での生徒の投稿

### (3) さらなる飛躍を目指して

4技能をバランス良く習得させることを目指して英語教育を行っています。授業を提供する教員側が共通して意識をしていることは、「生徒に積極的な授業参加を促し、生徒とともに授業を作り上げること」、「生徒同士のペアワークを活用し、言語使用機会を増やすこと」、「教材レベルを調整し、常にチャレンジングな学びを提供すること」です。その上で、アクティブラーニング（主体的・対話的で深い学び）の視点でも議論されているように、学びが別の学びと結びつくことで力が飛躍的に向上していくと常々感じています。「授業内と授業外」、「英語とシンガポール」、「日本の教科書と洋書教材」など、それぞれを有機的に結びつけながら今後も教育活動を行っていきたいと考えています。

## 5. 本校の国際理解教育

本校は、地理的にも恵まれ、経済的にも劇的に発展を遂げ、様々な文化的背景をもつ人々が共存しているシンガポールという立地条件を最大限に活かしつつ、学校教育目標の一つに掲げている「国際人としての資質を養う」べく、国際教育部が設けられています。

国際教育部が置いている重点は主に二つあり、一つは「異文化理解を深め、自らの文化を再認識する力」を育成することです。例えば、ラマダン期間にはマレー文化を、旧正月期間には中国文化をと、それぞれの宗教的行事に合わせた企画を定期的に行っています。活動内容の詳細について例としてタイプーサム見学を挙げると、事前学習としてゲスト講師からレクチャーを受け、フィールドワークとして実際に信者の方の行進を見学し、そして事後学習として学んだ内容や更に調査した内容のレポート作成といった活動が挙げられます。また、スンゲイブrou地区やセマカウ島を訪問し、シンガポール政府の自然保護への取り組みやシンガポールが直面している現状課題について学びを深める企画も実施しています。本やインターネットを通じての学習ではなく、五感を使って体験することで、他宗教や異文化への理解を深め、より有意義な学びにつながっています。

もう一つは「交流企画を通じて国際的感覚を磨く力」を育成することです。現在シンガポール国立大学など6つの現地校や教育機関と定期的に交流活動を行っています。本校生徒が相手校を訪問する際には、実際に大学で行われている授業を受けたり、キャンパス内の案内をしていただきます。また現地校生が来校の際には、本校の授業や部活動に参加したり、予め準備した議題について意見交換会をしたりする活動を設け、お互いの親睦を深めています。交流活動を通して、様々な知識の習得のみならず、自己主張できる表現力、多様性を容認する柔軟性、新たな価値を見出す想像力を伸ばす姿勢が見られ、大きな成果を上げています。

以上、本校ではご紹介をしたプログラムをはじめ、国際教育関係の行事を年間20回以上用意して教育目標の達成にむけて取り組んでいます。

企画	実施月
スンゲイブロウ散策	5月
マレー文化体験	6月
SIM 交流会@SIM	6月
現地校 (RVHS) 生徒本校体験入学	6月
現地校体験 (MOELC) 訪問	7月
現地校体験 (RVHS) 訪問	8月
星蘭祭企画	9月
NUS キャンパス / U Town ツアー	9月
インド文化体験 Deepavali	10月、11月
SP 交流会@SP	10月
NUS 交流会@ワセシブ	11月
プラナカン文化体験	11月
現地校 (MOELC) 生徒本校体験入学	11月
スピーチコンテスト準決勝	12月
早稲田渋谷スピーチコンテスト	1月
中国文化体験	1月
タイプーサム見学	1月
NAP 日本語プレゼン審査員	1月
セマカウ島埋立地見学	3月
NUS 学生企画シンガポールツアー	3月

表1：2018年度の主な国際教育活動の取り組み

## 6. 大学進学

かけがえのない一人の人間の人生に大きく影響する高校段階での進路指導は、心と体をフルに使った真の意味での自主的な選択がなされて、はじめてその目的が達成できると考えられます。こうした考え方を基本に、早稲田渋谷シンガポール校の進路指導計画は作成されています。

本校生徒はほぼ全員が4年生大学を志望しており、志望校も早稲田大学はもちろんのこと、国公立大学、私立難関大学を目指す生徒が多くなっています。ここでは、本校生徒の主な大学進学決定手段を紹介します。

### ■早稲田大学系属校推薦

早稲田大学の系属校として計80名の推薦枠が付与されており、毎年一定数の生徒が早稲田大学に推

薦で進学しています。

早稲田大学推薦入学枠 (2020年度)	
政治経済学部	6名 <sup>1</sup>
法学部	4名
文化構想学部	9名
文学部	9名
教育学部	6名
商学部	4名
基幹理工学部	5名
創造理工学部	5名
先進理工学部	5名
社会科学部	10名 <sup>2</sup>
人間科学部	9名
スポーツ科学部	5名
国際教養学部	3名
合計	80名

表2：早稲田大学への推薦入学枠人数 (2020年度)

### ■関西学院大学協定校推薦

関西学院大学の協定校として計25名の推薦枠が付与されており、毎年一定数の生徒が関西学院大学に推薦で進学しています。

### ■指定校推薦

早稲田大学系属校推薦、関西学院大学協定校推薦の他にも26大学から推薦枠が付与されており、指定校推薦制度を利用して進学する生徒もおります。

### ■公募推薦

学校の成績や部活動などの課外活動を、総合的に評価する入試です。成績などの条件を満たし学校長の推薦があれば、どの高校からも出願することができます。

### ■AO推薦

AO入試とは、本来、アメリカの大学入試システムの一つです。「AO」は「アドミッション・オフィス」の略で、通常の学力試験では測ることができない多様な能力を評価する入試のことを指します。

### ■帰国子女入試

保護者の仕事の都合上、海外で教育を受けている生徒は世界中に数多くいます。そうした、長く海外

の教育システムで学んだ生徒達が、いざ日本で通常の大学受験をしようとしても、さまざまな面で不利になってしまいます。そこで、日本国内の高校生とは別に海外での体験や外国語の語学能力などを高く評価した特別な試験が行われています。これが帰国子女入試です。帰国子女入試は現地校、または国際校出身の生徒を対象とした入試ということになりますが、本校を帰国子女入試の対象としてくれる大学もあります。

## ■一般入試

### 【国公立大学】

国公立大学の一般入試はセンター試験（来年度より大学入試共通テストに変更）の受験を義務付けています。したがって、国公立大学を志望する受験生の第一関門がセンター試験（一次試験と呼ぶこともある）ということになります。そして、その後に志望大学が独自に実施する試験、いわゆる二次試験に挑むことになります。合否の判定は、センター試験と二次試験の合計点で決まります。

### 【私立大学】

私立大学の一般入試は、試験日程・試験科目・配点など、各大学・学部・学科で異なっています。さらに、センター試験（来年度より大学入試共通テストに変更）の得点で合否を判定する「センター試験利用入試」や、センター試験の得点と各大学が独自に実施する試験の得点をあわせて合否を判定する「センター試験併用入試」も一般入試に含まれます。

2018年度の進学決定手段をご紹介しますと、卒業生106名中、早稲田大学系属推薦が66名、関西学院大学協定校推薦14名、指定校・公募推薦・AO入試で16名、一般入試その他が10名となっています。

## 7. 最後に

本校は来年度、開校30年を迎えます。1991年の開校時は、生徒数50名でのスタートでしたが、近年は毎年約330名の生徒が教育目標のもと、勉強に諸活動に、そして寮生活にと、日々充実した学校生

活を送っています。

この様に開校から今日まで、順調に学校運営が行えて参りましたのも、偏にシンガポールの皆様のご理解、ご支援、ご協力によるものと、心より感謝申し上げます。

体育祭、星蘭祭（文化祭）等の学校行事は、一般の方々にも公開しております。また、学校見学も随時受け付けておりますので、お近くにお越しの際は是非お立ち寄りください。

寮を併設するアジア地域唯一の在外教育施設高等部として、シンガポール在住の皆様、そしてアジアをはじめ海外でご活躍されている皆様のご期待に応えるべく、今後も更なる教育活動の充実を目指し、職員一同取り組んで参りますので引き続きよろしくごお願い申し上げます。



写真3：早稲田大学 大隈講堂と大隈重信像

<参考URL>

<http://www.waseda-shibuya.edu.sg/>

<訳注>

<sup>1&2</sup> 政治経済学部は6名中2名、社会科学部は10名中5名が英語学位プログラムへの推薦枠です。

### 執筆者氏名

岩志 和一郎（いわし わいちろう）

### 経歴

早稲田大学法文学術院 教授

早稲田大学系属早稲田渋谷シンガポール校 校長



## ASEANの海外子会社における コンプライアンス

TOKIO MARINE & NICHIDO RISK CONSULTING CO.,LTD.  
Risk Management Department Chief Consultant  
青島 健二



シンガポールを除くASEAN各国では、法制度が先進国と比べ十分に整備されておらず、最終的な裁定が行政当局の判断に委ねられる場合があります。そのような場合、途上国においては便宜を図るために行政が自らお金を要求する、また逆に企業側が金品を提供するような行為が発生しがちですが、それらの贈賄行為が米国などの第三国の政府機関に摘発され、罰金を課される事態が増えています。また、「データ保護」など特定の分野については、世界的な法制度整備の動きを受け、ASEAN各国政府が法制度を急ぎ整備している現状が見受けられます。それら法制度には遵守されない場合の罰則規定も含まれていますので、改定に対応できない企業は今後、制裁金等を課せられる可能性が出てきます。さらに、ASEAN各国の現地法人では、横領や製品の横流しといった社内不正が依然として比較的高い頻度で発生しており、その中には日本円にして数億円の被害に上るような事件も発生しています。このように、ASEANの海外子会社を取り巻くコンプライアンスリスクは多種多様ですが、本稿にてリスクの具体的な内容と対応策を解説することで、ASEANに拠点を構える現地法人の一助になればと考えています。

### 1. 世界におけるASEAN諸国の腐敗度合い

腐敗に対して取り組む国際的な非政府組織であるTransparency Internationalは毎年、世界12の組織が実施する調査結果をもとに、世界180の国・地域における腐敗指数「The Corruption Perceptions Index (CPI)」を発表しています。これによれば、

シンガポールは欧米諸国や日本と同様に腐敗の少ない国の上位（180か国中3位）に位置づけられているものの、その他のASEAN諸国は先進国以下の評価であり、一定の腐敗があるものとみなされています。特に、ベトナム（同117位）やメコン3か国（ラオス：同132位、ミャンマー：同132位、カンボジア：同161位）は世界においても腐敗の多い国とされています。

rank	country	SCORE zero (highly corrupt) to 100 (very clean)			
		2018	2017	2016	2015
3	Singapore	85	84	84	85
31	Brunei Darussalam	63	62	58	N/A
61	Malaysia	47	47	49	50
89	Indonesia	38	37	37	36
99	Philippines	36	34	35	35
99	Thailand	36	37	35	38
117	Vietnam	33	35	33	31
132	Laos	29	29	30	25
132	Myanmar	29	30	28	22
161	Cambodia	20	21	21	21

ASEAN 諸国の The Corruption Perceptions Index (CPI) スコア  
(出所：Transparency International ホームページ)

### 2. 贈賄行為について

ここで、ASEAN域内で注意すべき、賄賂に関する法規制について整理してみます。

#### ①公務員に対する賄賂の禁止

ASEANのどの国においても、刑法等により民間組織が何らかの便宜を期待して公務員に賄賂を渡すこ

と（贈賄）、公務員が民間組織より賄賂を受け取って便宜を図ること（収賄）の両方が禁止事項とされています。大原則として、公務員への贈賄行為は絶対にしてはなりません。

また、自国以外の国が定めている法規制が他国に及ぼしているもの（域外適用）があり、注意を要します。公務員に関する汚職禁止関連法の代表的なものとしては、米国連邦法であるFCPA（Foreign Corrupt Practices Act of 1977）、イギリス法であるUKBA（UK Bribery Act 2010）、それと日本の不正競争防止法があります。FCPAは、米国で上場している、またはADR（米国で発行される外国企業の株式）を発行している企業が同法に抵触した場合<sup>1</sup>に、200万米ドル以下の罰金が課され得るとされています。しかしながら、FCPA違反により得た金銭的利益の倍額、若しくは与えた損害の倍額いずれかが既述の最高罰金額（200万米ドル）を上回っている場合には、利益または損害の倍額が上限とされていることから、実際には10億米ドルを超える罰金事案も発生しています。ASEANでは2004年、インドネシアの国有電力会社案件において、日本の商社がフランス企業の米国子会社、及びインドネシア子会社とコンソーシアムを組成し案件を受注するにあたり、インドネシアの国会議員や電力会社幹部への贈賄に関与していたとして、米司法省より8800万米ドル（約100億円）の罰金を課されました。

Rank	Company	Country	Year	Amount
1	Petróleo Brasileiro S.A. – Petrobras	Brazil	2018	\$1.78 billion
2	Telefonaktiebolaget LM Ericsson	Sweden	2019	\$1.06 billion
3	Telia Company AB	Sweden	2017	\$965 million
4	MTS	Russia	2019	\$850 million
5	Siemens	Germany	2008	\$800 million
6	VimpelCom	Netherlands	2016	\$795 million
7	Alstom	France	2014	\$772 million
8	Société Générale S.A.	France	2018	\$585 million
9	KBR / Halliburton	United States	2009	\$579 million
10	Teva Pharmaceutical	Israel	2016	\$519 million

FCPA 関連 罰金等の額 上位事案  
(出所: fcpablog.com)

なお、行政において事務手続きを迅速に実施することを促すことを目的に、比較的少額の「Facilitation Payments」を民間組織が支払う場合があります。これについて、FCPAは同法の抵触事項とはしていませんがUKBA、不正競争防止法はこれを原則として禁止行為としています。従いまし

て、Facilitation Paymentsは賄賂に該当することを認識する必要があります。

## ②民間賄賂の禁止

ASEAN諸国のうちシンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム<sup>2</sup>の4か国では、商業上の利益を得る目的で贈賄側が相手先企業に支払う「商業賄賂」についても禁止行為としていますので注意が必要です。シンガポールの汚職調査局（CPIB）は「額や種類にかかわらず、あらゆる賄賂は許されない」としており、2018年には、フォークリフトの運転手2人をコンテナの回収や返却を遅延させないことの見返りとして、トラック運転手から複数回、1シンガポールドル（約82円）の賄賂を受け取った疑いがあるとして摘発しました。

## 3. 社内不正について

ASEANの海外子会社では、日本国内における支社や工場と比べ、比較的高い頻度で社内不正が発生しています。2014年にバンコク日本人商工会議所（JCC）が実施した調査では、製造業の36.2%が「社内不正・不祥事が発生したことがある」と回答し、2016年にマレーシア日本人商工会議所（JACTIM）が実施した調査では、日系企業の29.2%が「工場・倉庫またはオフィスで金銭や物品が盗難に遭ったことがある」と回答しています。日本国内では、「社員が悪いことはしない」という性善説に基づく企業経営がなされているかもしれませんが、ASEANにおいて社内不正が発生している現状を踏まえ、性悪説に基づく企業経営を行う必要もあります。以下、社内不正を「金銭」「物品」「情報」の観点で分類し、ASEANで発生している現状を整理します。

### ①金銭の横領

タイやインドネシア、ベトナム等英語が公用語ではない国では、国内の取引先と取り交わされる契約書や請求書などは現地の言葉で書かれています。一方で、決済権限が社長など日本人駐在員に委ねられている会社では、決裁権者は文書に何が書かれているか不明であるため、通訳等の口頭による内容説明に

基づいて決裁を行っています。ここで、通訳が不正を行おうとする現場の部課長と結託し、決裁権者に虚偽の内容説明を行った場合、容易に横領を許してしまうことに繋がります。

[ベトナムにおける実際の事例]

A社は、日本人技術者1名、ベトナム人従業員70名程度で構成される製造業である。製造部門には日本人技術者が常駐しているが、総務部門にはベトナム人従業員のみ雇用し、一任していた。日本人技術者には、会計・経理の知識はなく、ベトナム語で記載されている書類に言われるがまま署名していたところ、経理部長が不正な引き出し、送金を行い、日本円にして数百万円を横領した。

→上記事例では、日本人技術者が書類の内容について疑いを持たず署名していたことから、経理担当者が不正を行い始めたとのことでした。よって、提出される現地語の書類について自らが内容の再確認を試みる（データであれば自らがGoogleで自動翻訳してみることも有効）、また取引先・支払先の企業調査を第三者に委託してみる等が横領の抑止につながります。

②物品の横領

日系企業に勤める現地社員の中には、外国企業である自社への帰属意識よりも、同じ国籍である同僚や取引先との仲間意識が勝り、仲間と分け合うために横領を企てるというケースが見受けられます。

[タイにおける実際の事例]

金属部品と、加工作業後に出る金属の廃棄物の不正持ち出しが増加していることに気がついたため、工場内に10台の監視カメラを設置した。監視カメラ設置後、不正持ち出しはしばらく収まったが、数ヶ月すると以前と同じ状態に戻ってしまった。調査の結果、タイ人管理職、ワーカー、廃棄物業者、警備員による組織的犯行であったことが明らかになった。→上記事例では、担当者が監視カメラのモニターを常時監視していないことが多く、また、録画された映像が一定期間で削除されることが社員に知られてしまっていたため、監視カメラによる抑止効果が不

十分であったとのことでした。また、外部業者とその社員が長年同一企業、同一人物ため、癒着も生まれていたとのこと。よって、監視カメラを設置するだけでなく運用もしっかりと行うこと、外部業者については定期的に変更を試みる等が、横領の抑止につながります。

③情報の流出

ASEAN諸国の現地社員は、外部からデータを取得することや外部へ情報を持ち出すこと、インターネット内で無料提供されているアプリケーションを会社のPCにダウンロードすること等を躊躇しない傾向があります。またその背景として、日系現地法人における情報セキュリティの仕組みが日本での仕組みと比べやや脆弱であり、ローカル社員における上記の行動を仕組みによって歯止めをかけることが出来ていないことが挙げられます。会社の持つ重要な情報は大きく「個人情報」と「機密情報」に大別されますが、個人情報については2016年に欧州で制定された「EU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation; GDPR）」<sup>3</sup>の影響を受け、ASEAN各国でも個人情報保護の制定化が進んでいます。GDPRに抵触した場合の制裁金はその性質により「最大1000万ユーロ（約12億円）又は全世界年間売上高の2%」または「最大2000万ユーロ（約24億円）又は全世界年間売上高の4%」と高額です。情報管理については日本における情報セキュリティの水準に近づけていく取り組みが求められます。

分類	Country	Data Protection Act	Year
GDPRに類似した法律・運用を企図	Singapore	Personal Data Protection Act	2012
	Philippines	Data Privacy Act of 2012	2012
	Malaysia	The Privacy, Data Protection and Cybersecurity Law	2019
	Thailand	Personal Data Protection Act B.E. 2562	2019
	Laos	Law on Electronic Data Protection No. 25/NA	2017
一部、GDPRの要素が採り入れられている	Indonesia	Regulations: • Law No. 11 of 2008 on Information and Electronic Transaction • Government Regulation No.82 of 2012 on Electronic System and Transaction Operation and its implementing legislation	-
	Vietnam	Regulations: Law on Protection of Consumers' Rights 2010 Law on Cyber Information Security 2015 Law on Information Technology 2016 Law on Cyber Security 2018	-
個人情報保護に関する法制度無し	Brunei Darussalam	(no general personal data protection law)	-
	Myanmar	(no general personal data protection law)	-
	Cambodia	(no general personal data protection law)	-

ASEAN 各国における個人情報保護の法制化の動き  
(出所：ZICO Law 社ホームページなどから編集)

まとめ

世界的にコンプライアンスに関する法規制が強化される中で、ASEAN諸国では国際的な流れに沿って法制度の整備が進められています。一方で、ASEAN各国の現地法人においては、世界的なコンプライアンス強化の潮流に社内の仕組み・運用が追いついておらず、潜在的に抱えるリスクを低減できていない現状も見受けられます。不正の発生する3要素\*1である「機会・動機・正当化理由」を低減する取り組みがますます求められています。

<脚注>

1 抵触する主なケースは以下になります。

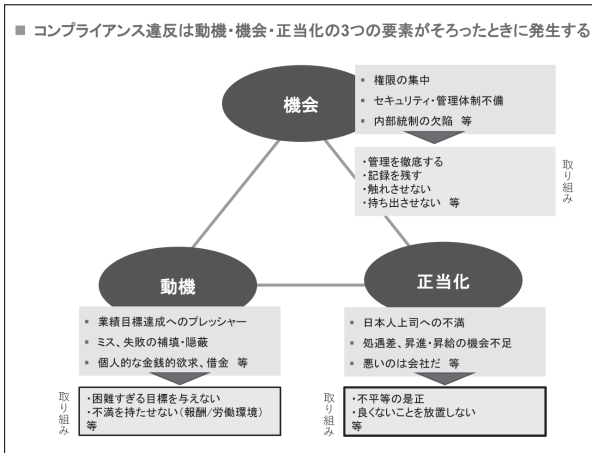
- ・米国籍の従業員が贈賄行為に関与した場合
- ・米国から贈賄に関連する電話やメールを送った場合
- ・日本から米国以外の国に贈賄に関連するメールを送った際、そのメールが米国のサーバを経由した場合
- ・贈賄の支払いが米国の銀行を経由した場合
- ・贈賄行為に米国人の代理人が関与した場合

2 ベトナムでは2019年、改正汚職防止法、及び同法に関する政令59/2019/ND-CP号が新たに施行され、その中で商業賄賂の禁止が明記されました。

3 GDPRの主な特徴は以下の通りです。

- ・個人データの取得・処理・移転に厳格な規則を定めたもの
- ・域内の個人のデータ保護を目的に、第三国へのデータ移転を原則禁止
- ・適用対象は、域内に進出する企業
- ・域内に所在する個人にサービスを提供する企業などは、域内に拠点が無くとも「域外適用」を受ける

4 米国の犯罪学者 ドナルド・R・クレッシー (Donald R. Cressey) が犯罪者への調査を通じて導き出した要素を、W・スティーブ・アルブレヒト (W. Steve Albrecht) 博士が図式化した理論「不正のトライアングル」に基づく要素



不正の3要素と求められる取り組み  
(出所：不正のトライアングル理論をもとに、筆者作成)

執筆者氏名

青島 健二 (あおしま けんじ)

経歴

東洋紡株式会社 (人事労政部門、経営企画部門勤務)、富士通総研株式会社 (企業向け経営コンサルティング部門勤務) を経て、2005年より現在の会社に入社。2013年から2016年にかけて、タイ国東京海上火災保険に出向し、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナムに拠点を置く日系企業のリスク管理体制構築に従事。2017年より現職。主な寄稿として「進出企業を待ち受ける 新興国のビジネスリスク」(リスクマネジメントTODAY Vol 63) など。静岡市出身。

# 金融・保険部会主催 2019年度「カンボジア視察団」

事務局長レポート シンガポール日本商工会議所 清水僚介

金融・保険部会では、2019年11月25日（月）から27日（水）にかけて、カンボジア視察を行った。同国では、日本の約半分にあたる18.1万km<sup>2</sup>の土地に約1,600万人が暮らしており、GDP成長率は、ここ数年7%台を記録する一方で、物価上昇率は3%前後と低く、安定した成長を続けている。

## カンボジア日本人商工会（JBAC）／ ジェットロ・プノンペン事務所訪問

カンボジアはここ数年、高成長を続けており、一人当たりGDPも2018年は約1,500ドル、プノンペン市であれば、4,000ドルクラスの世帯も多く、中間所得層が増えている。中間所得層の増加に伴い、個人消費が活性化している。イオンモールが2014年に進出し、2号店が2018年に開業、今後、3号店の建設も予定されるなど、好調である。人口は現在、約1,600万人で、人口増加率は約1.5%、平均年齢が27歳と非常に若く、2070年頃まで増え続ける見込みであり、今後、さらなる消費市場の拡大が期待される。

安定した経済の背景には、安定した政治がある。ただ、定期的に選挙が実施されているものの、一党独裁体制の続く同国について、欧米諸国は野党弾圧や人権侵害を問題視しており、EU委員会は「EBA協定<sup>\*</sup>」の見直しに向けた調査を行っている。協定の継続可否については、2020年2月に結果が出る予定である。

<sup>\*</sup>EBA協定：武器以外の全ての品目について輸入関税を無税とし、輸入割り当ても行わないとするEUの特恵関税制度

カンボジアの産業を見ると、同国は農業が盛んであるにも関わらず、生産効率が低いため、GDPの産業別構成では、農業の占める割合が低い。製造分野では、縫製や靴製品が大半をしめ、建設・不動産分野は中国からの投資を受け、急成長を遂げている。

同国でのビジネス展開につき、ビジネスチャンスとしては、保護する自国産業があまりないため、輸出入に関する規制が緩く、投資優遇措置も幅広い分野で受けられること、消費市場の拡大が長期的に見込めること、ベトナムのホーチミンとタイのバンコクを結ぶ南部経済回廊を擁していること、アンコール遺跡群等の観光資産を有していること、米ドルが普及していることなどがある。一方で、課題としては、教育水準の低さや最低賃金が上昇していること、行政の不透

明な慣習、周辺国と比較して見劣りする人口規模などが挙げられる。

## プノンペン経済特区（PPSEZ）訪問

同経済特区は、フンセン首相を委員長としたCDC（The Council for the Development of Cambodia）の認可の下で設立されており、経済特区内に通関、検量、原産地証明、労働許可等のカンボジア政府への役所手続をワンストップで行う経済特区管理事務所が設置されている。

同国において土地所有以外は、現地資本も外国資本も関係なく活動を行うことができる。入居している多くの日系企業は優遇税制を活用しながら、工場を稼働させており、米ドルを利用することができ、通貨両替が不要であることや国外送金への制限がない点は、ビジネスを行う上でメリットと考えられる。一方で、輸送物の増加などから、現在、シアヌークビル港に荷物が集中し、非常に混雑しているため、各社、空輸や東西回廊を活用した陸路での輸送など、対応に追われている。

同経済特区は、2015年にカンボジア政府の反汚職ユニット（ACU）と覚書を交わしており、同経済特区内での汚職については厳しく取り締まられ、日系企業が活動しやすい環境を整備している。

米中貿易摩擦の影響で、中華系の企業進出についても見込まれているが、まだ大きな流れとはなっていない。今後、タイ、ベトナムへのサプライチェーン拠点となるべく、引き続き整備を続けていく。

## イオンモール2視察

2018年にカンボジア内の2号店として開店したイオンモールだが、日本にはない施設を多く擁する。大型のテレビスタジオや日本のイオンモールには見られない規模の屋内遊園地、屋外には大きなウォータースライダーを備えたプールやフットサルコート、またパスポートセンターに自動車免許更新所、そして200を超える専門店に広大な売り場面積を誇るイオンスーパーがある。これらを実現しているのは、同国の規制の低さであり、安全性を確保しながらも、日本ではできない取り組みを実現できるのは、同国でビジネス展開をする上でのメリットであるとのことだった。尚、周辺国のイオンモールでは手に入らないものもトップバ

リユーブランドとして揃えており、その背景にはやはり輸入に関する規制の低さがある。

### カンボジア日本技術大学訪問

2018年設立の同大学では、介護人材の育成と日本への派遣を行っている。カンボジアでは、大学の設置についてもハードルが低く、比較的容易に介護学科のみの大学を設立することができた。2年の課程を擁しており、1年目に日本語や介護の基礎について学び、2年目は実習として日本へ渡航することを想定している。日本の介護事業者から2018年末以降いくつかのコンタクトがあり、今後、日本の各施設へ派遣を行っていく予定。現状では、日本は2025年に介護人材の需給ギャップが数十万人にまでのぼる可能性があり、国外での介護人材育成と国内への派遣は急務であると考えている。

学生の卒業後の進路は、日本に介護人材として残ること、カンボジア国内で同分野における教員となること、日系企業への就職、などを想定している。運営費用については、学生からの学費と、日本の受入れ施設からの支援金で賄われている。

一方、カンボジアは、平均寿命がまだ短く、高齢者が少ないこともあり、“介護”は大学を出てまで行う仕事ではない、というイメージがあり、これから根付かせていく必要がある。

### 三菱UFJ銀行プノンペン駐在員事務所訪問

同国における経済や産業界の動向は、過去を読み解くと理解がしやすい。同国は、1975年から1979年にかけて、ポルポトをリーダーとするクメールルージュによって占領された。当時600万人程度であった人口のうち、知識人やその家族等、約200万人が虐殺され、その影響で、現在、カンボジアでは30～40代の管理職層の人口が少なく、政府や民間企業にとって悩みの種となっている。

日本との関係では、1955年に、カンボジアにとって初めての外国との友好条約である「日本・カンボジア友好条約」が締結されたこともあり、親日的な人が多い。2011～2013年頃に尖閣問題等により中国からの転出の影響で、日本企業の進出が相次いだ。現在では日本の大手企業の進出は停滞気味である。

プノンペン市内では、一人当たりGDPはモーターゼーションの進む3,000ドルを超え始め、車の普及に伴って各所での交通渋滞が深刻になりつつある。対策として、高速道路や高速鉄道の整備・開発が進め

られているが、各プロジェクトにおいて、中国企業の存在感が大きく、一帯一路構想につながるインフラ整備の重要性が伺える。

政治体制としては、フンセン首相は在位34年になり、独裁状態が続く。選挙が行われているとはいえ、2018年の選挙では、野党は参加できず、与党のみでの実施となるなど、欧米からの批判が相次いでいる。EBA協定の解除が検討されており、解除されると様々な物品がEUへの輸出時に課税されることになる。解除された場合、中国がどこまでカンボジア経済を下支えできるのか、注目される点となる。

プノンペン市内は、中国からの投資の影響を受けた建設ラッシュが続いており、現在、プノンペンの人口185万人中、中国人は20～30万人と推定されているが、15年後には、プノンペンの人口400万人のうち、中国人は100万人規模になる見込みである。

日本企業にとって、人件費や電気代・水道代の高さ、現地調達率の低さから、進出が停滞しているが、規制の少ない点は、新しいことに取り組もうと考える起業家にとっては魅力的である。依然として、ガバナンス・コンプライアンスに関する問題は大きく、世代交代をしない限り撲滅は難しいとも考えられている。

今回、各ブリーフィング先への訪問とあわせて、クメールルージュが支配をしていた時代に、知識人などが収容されたトゥールスレン収容所跡も見学をしました。同収容所では約2万人が、拷問・処刑されており、生きて出たのは数名とのこと。つい半世紀前に、大人も子どもも関係なく、虐殺されたという事実が、今もカンボジアの各所に色濃く残っており、その国を知るには歴史を知り、感じる必要があることを再認識しました。

プノンペンの街中では、至る所で、工事が進んでおり、渋滞を引き起こしておりましたが、発展途上国特有の熱気を体感する大変興味深い視察となりました。

最後になりますが、本視察にあたり、訪問先のアレンジや見学のアテンド、ブリーフィングにご協力を頂きましたみずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行様はじめ、お忙しい中、時間を割いて頂きました訪問先各位にこの場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございました。

<行程表>

スケジュール	
◆ 1日目 ◆ 11月25日 (月)	
12:15	MI606便 (シルクエア) チャンギ国際空港発
13:05	プノンベン国際空港到着 (時差1時間)
	昼食
15:30	カンボジア日本人商工会 (JBAC) / ジェトロ・プノン ベン事務所訪問
17:45	ホテルへ移動
18:30	カンボジア日本人商工会 金融・保険部会幹部との夕食 交流会
	宿泊先: ソフィテルホテル (プノンベン)
◆ 2日目 ◆ 11月26日 (火)	
	ホテルにて朝食
8:40	ホテルを出発し、プノンベン経済特区 (PPSEZ) へ
10:00	プノンベン経済特区 (PPSEZ) ・視察
11:45	イオンモール2到着昼食
14:00	イオンモール2視察 (Sensok City)
16:00	カンボジア日本技術大学 訪問
18:30	みずほ銀行様よりブリーフィング後、夕食
	夕食後、IR関連施設 (Naga World) 視察
21:00頃	視察終了、ホテルへ移動
	宿泊先: ソフィテルホテル
◆ 3日目 ◆ 11月27日 (水)	
	ホテルにて朝食
8:30	チェックアウト、ホテル出発
9:30	三菱UFJ銀行プノンベン駐在員事務所 訪問
	トゥールスレン収容所見学
	王立博物館と王宮見学
16:30	プノンベン国際空港に到着
18:50	MI607便 (シルクエア) プノンベン国際空港発
21:35	シンガポール チャンギ国際空港到着 (時差1時間)、解散



JBAC/JETRO 様ご訪問



JBAC 金融・保険部会幹部の皆様との交流会



プノンベン経済特区様ご訪問



プノンベン経済特区様によるブリーフィング



イオンモール2・センコックシティ内の見学



イオンモール2・センコックシティ店の様子



カンボジア日本技術大学様ご訪問



カンボジア閣僚評議会



三菱UFJ銀行様ご訪問



王宮見学



王立博物館見学



王立博物館の館外にて



# 1月 JCCIイベント写真

1月6日 賀詞交換会

(シンガポール日本大使館、日本人会、シンガポール日本商工会議所共催)



平日昼間はまねきねこがお得!  
日本語曲もちろん完備!


別途、ドリンクバー  
\$5頂きます!  
\*T&Cあり

お1人様  
1時間あたり

平日昼間  
3時間コース

お問い合わせはこちらまで:  
日本語デスク: 6309 7123 (月~金 9時~18時)、  
9127 5686 (Whats app可、24時間)  
<https://www.koshidaka.com.sg/>

まねきねこ全店!



## 第589回理事会 議事録

日 時：2019年12月10日（火）12：30～13：30

場 所：日本人会 2階 ボールルーム

出席者：西田会頭、郡司、松藤、竹内、諏訪、影山副会頭、石垣、亀山、草野、清州、小林運営担当理、  
辻井、石井（智）、宇野、堀内、土橋、杉浦、阿部、山野、大島、菅原、田中、古田、若井、鈴木、  
丸山、稲垣、遠藤理事、新藤、新居、伊藤参与、清水事務局長 計32名

西田会頭が議長となって開会した。

### 議 事：

#### 1. 前回（第588回）議事録承認

西田会頭が前回（第588回）の議事録について諮ったところ、異議なく承認された。

#### 2. 審議事項

##### (1) 「部会運営規約」の改訂について

2020年1月からの部会再編に併せて、部会運営規約を改訂することについて理事に諮られ、異議なく、承認された。

##### (2) 「後援等名義の使用の承認に関する内規」の改訂について

後援等名義の使用許可は、理事会での審議事項としており、これまで開催日によって、理事会における審議が間に合わず、使用許可を承認できない事業が発生していた。当問題を受けて、次回理事会よりも前に開催される事業は、会頭の決裁により承認することができるよう内規を改訂することについて理事に諮られ、異議なく、承認された。

##### (3) 入退会について

清水事務局長より、1法人会員の入会申請があった旨説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員749社、個人会員82名、計831会員となった。

#### 3. 報告事項

##### (1) 会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について

西田会頭から、12月10日の基金贈呈式・会員懇親パーティー、1月6日の新年賀詞交歓会、1月20日の8部会合同新年会への参加依頼があった。

##### (2) 部会・委員会からの報告

###### ・募金状況について

JCCI基金 諏訪募金委員長より、募金への協力の御礼と、2019年の募金活動を11月末で締切り、12月4日現在で224社から合計\$274,400の募金を頂いた旨、報告があった。

###### ・金融・保険部会「カンボジア視察」について

金融・保険部会で11月25日から27日にかけて実施したカンボジア視察について、小林部会長から報告があった。

###### ・広報委員会「月報」の広告募集について

シンガポール日本商工会議所の機関紙「月報」について、広告掲載ルールを変更し、現在、新たな広告の募集をしている旨、広報委員会 土橋委員長より報告があった。

## (3) その他

・2020年JCCI理事選挙日程について

清水事務局長より、2020年3月17日の総会に向けた理事選挙の流れについて報告があった。

以 上

### <入会承認会員一覧（2020年1月理事会）>

会 員 名	格付	備 考
SMILE ASIA EDUCATION CENTRE PTE LTD [生活産業部会]	B (法人)	英会話学校の運営 現地法人（現地独立資本） 設立登記：2013年5月 従業員数：26（現地邦人2）
EXCORT PTE LTD [法人サービス・IT部会]	C (法人)	Information Technology, Consultancy 現地法人（100%日本出資） 設立登記：2019年4月 従業員数：2（現地邦人1）
Mr Yuto Niwa (HYSTER-YALE ASIA-PACIFIC PTY LTD) [第一工業部会]	D (個人)	フォークリフトの製造及び現地販売、代理店と共に 主に日系企業様向けにフォークリフトの販売サポート 駐在員事務所 設立登記：1999年3月 従業員数：6（派遣邦人1）
Ms Hiroko Yamamoto (KELVIN CHIA PARTNERSHIP) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	Providing Legal Services 現地法人（現地独立資本） 設立登記：1997年1月 従業員数：140（現地邦人4）
Mr Yasuhiro Hirabayashi (PRICEWATERHOUSECOOPERS ADVISORY SERVICES PTE LTD) [法人サービス・IT部会]	D (個人)	Deals Advisory (M&A, Divestitures & Capital markets transaction) 現地法人（現地独立資本） 設立登記：2006年9月 従業員数：244（派遣邦人2）

最近の推移：

( '19年2月) 817会員、( '19年3月) 815会員、( '19年4月) 813会員、( '19年5月) 820会員、( '19年6月) 821会員、  
( '19年7月) 819会員、( '19年9月) 819会員、( '19年10月) 820会員、( '19年11月) 830会員、( '19年12月) 831会員、

◀ 2020年2月 行事予定 ▶ ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
2月6日(木)	部会	生活産業部会 風水見学会	08:10 - 12:10
2月8日(土)	部会	第2工業部会 懇親ゴルフ	06:50 - 18:10 SouthLinks Country Club, Batam
2月11日(火)	理事会	2月度運営担当理事会 第591回理事会	11:30 - 12:15 12:30 - 14:00
2月13日(木)	委員会	広報委員会	12:30 - 14:00 未定
2月19日(水)	部会	Forest City及びTanjung Pelepas港 (西ゲート開発地区) 見学会 (第1工業、貿易・運輸、法人サービス・IT部会共催)	08:30 - 18:30 マレーシア・ジョホールバル
2月23日(日)	部会	金融・保険部会 懇親ゴルフ	08:01 - 15:00 Laguna NGCC
2月29日(土)	基金	諮問委員会 「JCCI Para Sports Carnival 2020」	14:00 - 16:30 Blackbox Auditorium, Singapore Sports Hub

## シンガポール日本商工会議所 部会再編のお知らせ

シンガポール日本商工会議所（JCCI）では、業種に基づいた8つの部会を設けており、会員の皆様には、事業内容に沿っていずれかの部会に所属を頂いております。この度、一部部会の会員数に大きな偏りがみられていることなどから、各部会の会員業種の見直しを行いました。

### <これまでの部会編成からの主な変更点>

- ・運輸・通信部会を、運輸と通信に分け、運輸分野は貿易と合併し、貿易・運輸部会とする。  
また、通信、IT、コンサル・士業企業等で、法人サービス・IT部会を新設する。
- ・不動産は、建設部会に編入し、建設・不動産部会とする。
- ・人材関連、メディア、小売、観光、自治体等の企業・団体で、生活産業部会を新設する。
- ・その他、一部、事業と一致しない部会に所属している会員について、所属部会の見直しを行う。

<旧部会体制（～2019年12月31日）>	会員数
第1工業部会 (機械（輸送、精密、産業、一般、工作）、 金属、エンジニアリング)	97
第2工業部会 (繊維、化学、食品、硝子、ゴム、ガス、石油、 セメント、印刷、紙、塗料等)	118
第3工業部会 (電機、電子)	119
貿易部会 (商社、貿易会社)	47
金融・保険部会 (銀行、保険、証券、リース)	67
建設部会 (総合建設、建設関連工事、設計)	61
運輸・通信部会 (海運、陸運、航空貨物、倉庫、海事検定、 通信)	81
観光・流通・サービス部会 (ホテル、旅行、小売、新聞、自治体事務所、 会計事務所、人材派遣、レストラン、広告、 警備、コンサルタント、その他サービス)	241
合計	831



<新部会体制（2020年1月1日～）>	会員数
第1工業部会 (機械（輸送、精密、産業、一般、工作）、 金属、エンジニアリング)	98
第2工業部会 (繊維、化学、食品、硝子、ゴム、ガス、石油、 セメント、印刷、紙、塗料等)	127
第3工業部会 (電機、電子)	116
貿易・運輸部会 (商社、貿易会社、海運、陸運、航空貨物、 倉庫、海事検定)	97
金融・保険部会 (銀行、保険、証券、リース)	69
建設・不動産部会 (総合建設、建設関連工事、設計、不動産)	66
法人サービス・IT部会 (通信、IT、法律・会計事務所、 コンサルタント、その他法人向けサービス)	136
生活産業部会 (人材関連、メディア、小売・レストラン、 観光、自治体・団体、その他個人向けサービス)	122
合計	831

<本件担当> JCCI事務局（担当：清水） E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg) Tel: 6221-0541

# 月報 February, 2020

## 編集後記

シンガポールにいらっしゃる皆さまにはご承知の通り、この国では少なくとも4つの正月が祝われています。1月1日の西洋歴のお正月に、旧暦の中国正月、イスラム教徒の断食明けのハリラヤ・プアサ、そしてヒンズー教徒のディーパバリと、それぞれの民族、宗教の正月があります。この中でも、最も盛大なのが中国正月でしょう。年が明けた途端に、街は中国正月の赤い飾りで一杯となります。私が働くホンリョンビルの1階にも新年の干支であるお世辞にも美しいとは言えない巨大なネズミの像が立ち、来館者を迎えています。

中国正月を迎えたチャイナタウンを訪れば、通り沿いでは連日、正月用のお菓子や飾りを売る屋台が立ち、夜まで多くの買い物客が溢れています。こちらの中国正月と言えば甘い味付けの豚肉ジャーキー「バクワ」が欠かせませんが、バクワの名店「美珍香」の前には正月直前のいま、買い物客で行列となっています。シンガポールは昨年、米リーマンショック以来の低いGDP成長率となり、小売り環境も厳しい状況が続くなど、経済的にはあまり明るくないニュースばかりでした。ただ、買い物で賑わうチャイナタウンを眺めているとそんなことも忘れてしまいます。この中国正月が終わると、シンガポールもいよいよ本格的な新年が始まるような気がします。

さて、2月号の月報では、今回も興味深い記事が揃いました。フィンテック分野での東アフリカとシンガポールとの連携から、ASEAN地域におけるFTAの進捗状況のほか、この地域においてビジネスをする上で知るべき知的財産権（IP）や、コンプライアンス・リスクに、そして教育と、実に幅広い分野の記事となっております。末筆ながら、ご多用のところ記事をご寄稿頂いた執筆者の皆様には、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。



左：山本 右：本田

(編集後記担当：JETRO SINGAPORE 本田 智津絵)

○名前：山本 りえこ (やまもと りえこ)  
○出身地：静岡県浜松市  
○会社名：TOKIO MARINE INSURANCE SINGAPORE LTD.  
○仕事内容：シンガポール国内日系企業損害保険営業

○趣味：旅行

○シンガポールのお気に入り：プラナカン建築

○月報読者の皆様へ：  
皆様にとってお役に立てる情報をお届けできるよう、広報委員の一員として活動を進めております。最後までお読みいただきありがとうございます。月報のご感想等をお伺いできましたら幸いです。

○名前：本田 智津絵 (ほんだ ちづえ)  
○出身：東京都三鷹市  
○会社名：JETRO SINGAPORE  
○仕事内容：調査

○趣味：東南アジアの道なき道に行く旅をすること

○シンガポールのお気に入り：ニッチな映画やドキュメンタリーを主に上演するプロジェクトに通うこと

○読者の皆様へ：  
月報は、様々な分野で活躍する皆さんの寄稿で成り立っている月刊誌です。新たな気づきであったり、日々の事業活動の中で役立つ情報があれば幸いです。

## 発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE  
10 Shenton Way #12- 04/05 MAS Building Singapore 079117  
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197  
E- mail: info@jcci.org.sg Web: <http://www.jcci.org.sg>

## 編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.  
138 Robinson Road #18-03 Oxley Tower Singapore 068906  
Web: <http://www.toubi.co.jp/>

## 印刷

adred creation print pte ltd  
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745  
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269  
Web: <http://www.adredcreation.com/>

アクセス案内

Access

# シンガポール日本商工会議所

Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore (JCCI)

住所  
Address

10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building Singapore 079117

電話番号  
Telephone

(65) 6221-0541



## 事前登録のご案内

Notice of Pre-registration

MASビルのセキュリティ上の理由から、お越し頂く方全員の事前登録が必要となります。

Due to security reason of MAS Building (Monetary Authority of Singapore), all visitors must be pre-registered prior to their arrival at MAS Building. To facilitate pre-registration, JCCI will need to obtain following details.

- 1 名前(英語) / Your name
- 2 NRIC(The National Registration Identity Card)、FIN(Foreign Identification Number)、もしくはパスポート番号の下4桁  
/ Last 4 digit of your NRIC, FIN No. or passport No.
- 3 国籍(日本人以外の場合) / Nationality

以上3点をメールもしくはお電話にて、必ず事前にご連絡をお願いいたします。

Please inform your particulars at least a day before your visit.

アクセス  
Access



電車でお越しの方  
By Train

Tanjong Pagar 駅下車 (East West MRT line)  
(C/D/H 出口) から徒歩約5分  
5min walk from C, D & H  
(Tanjong Pagar station, East West MRT line)

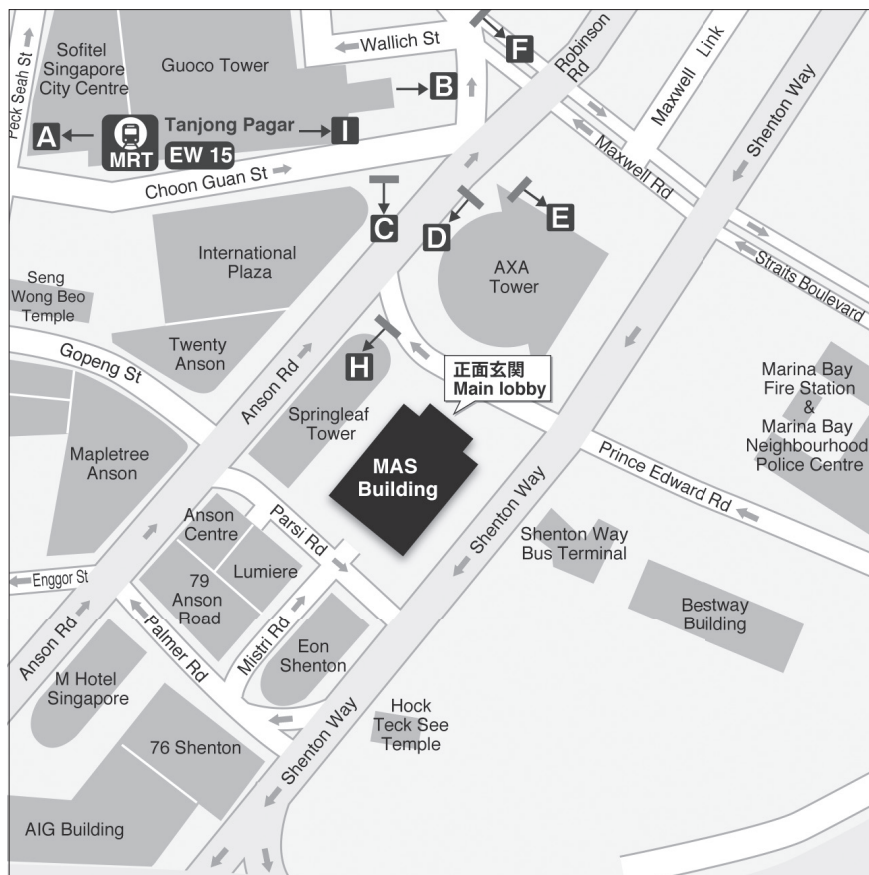


車でお越しの方  
By Car

MASビルには駐車場がございませんので、お近くの駐車場をご利用下さい。  
Please note that public carpark is not available at MAS Building. Kindly find nearest carpark.



地図はこちらからも確認ができます。  
You can also check map from here.



会員の皆様の事業・商品PR支援のため、  
 機関紙「月報」への広告掲載サービス(有料)を実施しています。

機関紙  
 「月報」

# 広告大募集!!

「月報」は会員企業ならびに、シンガポール国内外の公的機関関係者に印刷物として配布しています。またPDF版も作成し、メールでの配信を行っています。



## 名称

シンガポール日本商工会議所機関紙「月報」

## 発行

月1回(各月初旬発行)

## 発行数

約900部(2019年12月現在)

## メール配信数

約2,210通(2019年12月現在)

## 体裁

中綴じ冊子(A4サイズ)

## 内容

各業界の動向等を取り上げた特集記事、  
 JCCIの活動報告、お知らせ など

## 広告掲載概要

- 広告は何なたでもご利用いただけます。尚、申込は先着順で受け付けます。
- 1か月単位でご利用いただけます。
- 広告によっては、掲載をお受けできないことがありますので、ご了承ください。

## 掲載費用

- 年間申込(12か月)時は、1か月分の掲載費を免除いたします。
- GST別途要

掲載箇所	サイズ	色	1発行(会員価格)	1発行(非会員価格)
表紙裏(IFC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$800	S\$1,200
裏表紙裏(IBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$700	S\$1,100
裏表紙(OBC)	Full Pg	カラー(4C)	S\$900	S\$1,300
掲載場所指定なし(ROP)	Full Pg	白黒(1C)	S\$500	S\$ 800
掲載場所指定なし(ROP)	Half Pg	白黒(1C)	S\$300	S\$ 500

## サービス ご利用の 流れ

1 メールかお電話で、本サービスのご利用希望の旨をご連絡下さい。

✉ [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg) ☎ **+65-6221-0541**  
 (担当:小寺)

2 掲載希望月・期間及び掲載箇所・サイズを確認の上、  
 原稿ご提出の締切をご連絡いたします。

※通常、掲載希望月の約1か月前を原稿提出の締め切りに設定させて頂いております。

3 頂きました原稿は、JCCI 広報委員会で内容を確認し、  
 掲載頂ける場合には、請求書を発行いたします。

※原稿内容について、修正をお願いする場合があります。

4 入金確認後、広告を掲載いたします。

本件担当

JCCI事務局(担当:小寺)

お気軽にお問い合わせください。

E-mail

[info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

TEL

**+65-6221-0541**



**JCCI**  
SINGAPORE  
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore